

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一章～第十一章 (略)</p> <p>第十二章 少額短期保険業者の特例</p> <p>第一節 通則（第二百十一条の二十二～第二百十一条の三十四）</p> <p>第二節 業務等（第二百十一条の二十三～第二百十一条の三十四）</p> <p>第三節 経理（第二百十一条の三十五～第二百十一条の五十一）</p> <p>第四節 監督（第二百十一条の五十二～第二百十一条の五十九）</p> <p>第五節 保険契約の包括移転等（第二百十一条の六十～第二百十一条の六十九）</p> <p>第六節 株主</p> <p>第一款 少額短期保険主要株主（第二百十一条の七十～第二百十一条の七十二）</p> <p>第二款 少額短期保険持株会社（第二百十一条の七十三～第二百十一条の八十四）</p> <p>第三款 雑則（第二百十一条の八十五・第二百十一条の八十六）</p> <p>第三編 保険募集</p> <p>第一章 通則（第二百十二条～第二百十二条の六）</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章～第十一章 (略)</p> <p>第三編 保険募集</p> <p>第一章 通則（第二百十一条～第二百十一条の四）</p>

第二章 保険募集人及び所属保険会社等

第一節 保険募集人(第二百十二条の七―第二百五条の二)

第二節 所属保険会社等(第二百十六条)

第三章 (略)

第四章 業務(第二百二十七条の二―第二百三十五条)

第五章 (略)

第四編 (略)

附則

(定義)

第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法(平成七年法律第百五号。以下「法」という。)第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少

第二章 生命保険募集人及び損害保険代理店並びに所属保険会社

第一節 生命保険募集人及び損害保険代理店(第二百十二条―第二百五条の二)

第二節 所属保険会社(第二百十六条)

第三章 (略)

第四章 業務(第二百二十八条―第二百三十五条)

第五章 (略)

第四編 (略)

附則

(定義)

第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理店」、「所属保険会社」、「保険仲立人」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法(平成七年法律第百五号。以下「法」という。)第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理店、所属保険会社、保険仲立人又は保険募集を

額短期保険業、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人又は保険募集をいう。

いう。

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の二 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号。以下「

(新設)

令」という。)第一条の三第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)第二条第三号に規定する連結子会社並びに持分法(同条第八号に規定する持分法をいう。第三十二条の十九第二項第七号及び第三十二条の二十において同じ。)が適用される非連結子会社(同条第五号に規定する非連結子会社をいう。)及び関連会社(同条第六号に規定する関連会社をいう。第三十二条の十九第二項第七号及び第三十二条の二十において同じ。)とする。

2 令第一条の三第七号に規定する内閣府令で定める各種学校は、修業期間が一年以上であり、かつ、一年の授業時間数(普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数)が六百八十時間以上である課程(次項において「特定課程」という。)を有するものとする。

3 令第一条の三第七号に規定する内閣府令で定める生徒は、特定課程を履修する生徒とする。

(密接な関係の範囲)

第一条の二の二 令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、第一号から第三号までに掲げるものに第四号から第六号までに掲げる関係のいずれかがあることをいう。

一 二以上の団体相互間

二 二以上の団体から業務及び財産の管理の委託を受けた者相互間

三 二以上の団体のうち一の団体と、それ以外の団体から業務及び

財産の管理の委託を受けた者との間

四 一方の者又はその役員（取締役、執行役、監査役、代表者又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。）

（若しくは使用人が、他方の者の役員又は使用人である関係

五 一方の者又はその代表者が、他方の者又はその代表者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）である関係

六 一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者である関係

イ 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この条、第一条の三、第一条の五から第一条の七まで、第六条、第二編第三章、第四章、第七章から第九章及び第十一章において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(新設)

- 
- (1) 当該一方の者
- (2) 当該一方の者が法人その他の団体（以下この項において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。（5）において同じ。）
- (3) (1)又は(2)に掲げる者の親族
- (4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人をいい、当該関係親法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を一の法人等又は当該法人等及びその関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、当該関係子法人等又は当該関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等を含む。（7）において同じ。）が保有している場合における当該法人を含む。）及びその役員
- (5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員
-

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

(7) (4)から(6)までに掲げる役員の親族

ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であつた者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、他方の者の役員又はその代表権を有する役員の過半数を占めていること。

2 令第一条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める保険契約は、保険料を分割して支払う保険契約又は保険期間が一年を超える保険契約とし、同号に規定する内閣府令で定める保険料は、一年間当たりの額に換算した額の保険料とする。

（人の重度の障害の状態）

第一条の二の三 令第一条の六第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）別表第一に定める第一級若しくは第二級に該当する障害の状態又はこれに相当すると認められる状態

二 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項第四号又は第五号の状態に該当する状態

（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる要件）

（新設）

（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる要件）

第一条の二の四 (略)

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十五項(法第二条の二第二項、第一百七十八条第一項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十八條の二第二項、第五十六條第八項、第五十八條第五項、第五十八條の三第三項、第八十五條第二項、第九十四條第三項、第二百五條第三項、第二百五條の六第三項、第一百八十八條第三項及び第二百十條の七第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の五 法第二条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表規則第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社とする。

第一条の二 (略)

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十五項(法第二条の二第二項、第一百七十八条第一項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項及び第二百七十一条の三十二第三項並びに第四十八條の二第二項、第五十六條第八項、第五十八條第五項、第五十八條の三第三項、第八十五條第二項、第九十四條第三項、第二百五條第三項、第二百五條の六第三項、第一百八十八條第三項及び第二百十條の七第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権(法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下次項、第一条の五から第一条の七まで、第六条、第二編第三章、第四章、第七章から第九章及び第十一章において同じ。)とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の五 法第二条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第一号に規定する連

結財務諸表提出会社とする。

2 (略)

2 (略)

(訳文の添付)

(訳文の添付)

第二条 法、令又はこの府令の規定により内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長(次条、第二百四十四条及び第二百四十六条において「内閣総理大臣等」という。)に提出する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

第二条 法、保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。)又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

(外国通貨の換算)

(外国通貨の換算)

第三条 法、令又はこの府令の規定により内閣総理大臣等に提出する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算をした金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならない。

第三条 法、令又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算をした金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならない。

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

(保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)

第十条 免許申請者は、法第三条第四項の生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項(第三号にあつては保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に、第四号にあつては社員に対する剰余金の分配又は契約者配

第十条 免許申請者は、法第三条第四項の生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を、同条第五項の損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項(第三号にあつては保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に、第四号にあつては社員に対する剰余金の分配又は契約者配



当を行う保険契約に、第六号にあつては保険料積立金を計算する保険契約に、それぞれ限るものとする。)を、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一〇六 (略)

七 純保険料(保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものをいう。第二百二十二条及び第二百十一条の五において同じ。)に関する事項

八 (略)

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第十条の二 法第四条第三項(法第二百七十二條の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2・3 (略)

(保険業を営む株式会社の監査報告書等の様式)

第十五条 法第十二條第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十三條第一項(会計監査人の監査報告書)に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第一号(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の三)により作成しなければならない。

当を行う保険契約に、第六号にあつては保険料積立金を計算する保険契約に、それぞれ限るものとする。)を、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一〇六 (略)

七 純保険料(保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものをいう。第二百二十二条において同じ。)に関する事項

八 (略)

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第十条の二 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2・3 (略)

(保険業を営む株式会社の監査報告書等の様式)

第十五条 法第十二條第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十三條第一項(会計監査人の監査報告書)に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

2 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十四条第二項（監査役会の監査報告書）に規定する監査役会の監査報告書は、別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第二号の三）により作成しなければならない。

3 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十六条第三項（公告すべき貸借対照表等の要旨）の規定により公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第三号の五）（商法特例法第二十一条の三十一第三項（定時総会における計算書類の取扱い等）において準用する場合にあつては、別紙様式第三号の三（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第三号の二））（第五十三条の六の二第一項に規定する特定取引勘定を設けた保険会社（以下「特定取引勘定設置会社」という。）にあつては、別紙様式第三号の二）（商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合にあつては、別紙様式第三号の四））により作成しなければならない。

4 商法第二百八十三条第五項（公告すべき貸借対照表の要旨）の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、別紙様式第三号の六に準じて作成しなければならない。

（保険業を営む株式会社の貸借対照表等の様式）

第十六条 保険業を営む株式会社にあつては、商法第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属明細書の作成）又は商法特例法第二十一条の二十六第一項（計算書類の作成等）に規定する貸借対照表、

2 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十四条第二項（監査役会の監査報告書）に規定する監査役会の監査報告書は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十六条第三項（公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨）に規定する会社が公告しなければならない貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第三号（商法特例法第二十一条の三十一第三項（定時総会における計算書類の取扱い等）において準用する場合にあつては、別紙様式第三号の三）（第五十三条の六の二第一項に規定する特定取引勘定を設けた保険会社（以下「特定取引勘定設置会社」という。）にあつては、別紙様式第三号の二（商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合にあつては、別紙様式第三号の四））により作成しなければならない。

（新設）

（保険業を営む株式会社の貸借対照表等の様式）

第十六条 保険業を営む株式会社にあつては、商法第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属明細書の作成）又は商法特例法第二十一条の二十六第一項（計算書類の作成等）に規定する貸借対照表、

損益計算書、営業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第十二号の二）第四、第五、第一及び第二に準じて作成しなければならない。

（保険業を営む委員会等設置会社の監査報告書の様式）

第十七条の二 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第二十一条の二十八第一項（会計監査人の監査報告書）に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第一号の二（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の二の二）により作成しなければならない。

2 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第二十一条の二十九第一項（監査委員会の監査報告書）に規定する監査委員会の監査報告書は、別紙様式第二号の二（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の二の二）により作成しなければならない。

（保険契約に係る債権の額）

第十八条 法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一〇三（略）

損益計算書、営業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）第四、第五、第一及び第二に準じて作成しなければならない。

（保険業を営む委員会等設置会社の監査報告書の様式）

第十七条の二 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第二十一条の二十八第一項（会計監査人の監査報告書）に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第一号の二により作成しなければならない。

2 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第二十一条の二十九第一項（監査委員会の監査報告書）に規定する監査委員会の監査報告書は、別紙様式第二号の二により作成しなければならない。

（保険契約に係る債権の額）

第十八条 法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

一〇三（略）

(資本の減少の認可の申請等)

第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条第六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

一 十 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該認可の申請をした保険業を営む株式会社(以下この項において「申請保険会社」という。)が当該認可の申請に係る資本の減少を行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 申請保険会社等の資本の額が、当該資本減少後において、令第二

二条の二(申請保険会社等が少額短期保険業者である場合)については、令第三十八条の三)に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

三 申請保険会社等の収支が当該資本減少後において、良好に推移することが見込まれること。

(電磁的記録の規定の準用)

第十九条の三 第二十二條の三の規定は、法第二十一条第一項において商法第三十三条ノ二第一項(法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十六第二項において準用する場合

(資本の減少の認可の申請等)

第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条第六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 十 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該認可の申請をした保険業を営む株式会社(以下この項において「申請保険会社」という。)が当該認可の申請に係る資本の減少を行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 申請保険会社の資本の額が、当該資本減少後において、令第二條の二に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

三 申請保険会社の収支が当該資本減少後において、良好に推移することが見込まれること。

(電磁的記録の規定の準用)

第十九条の三 第二十二條の三の規定は、法第二十一条第一項において商法第三十三条ノ二第一項(法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十六第二項において準用する場合

を含む。)の規定を準用する場合、法第二十二條第四項において商法第六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第四十一條及び第四十九條において商法第二百四十四條第四項(法第二十六條第四項及び第七十三條第三項(法第七十六條第五項において準用する場合を含む。))において準用する商法第八十條第三項において準用する場合並びに法第八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十一條第二項において商法第二百六十條ノ四第四項(法第五十二條の二第三項において準用する商法特例法第一條の四第三項、法第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一條の九第六項及び法第五十九條第一項において準用する商法特例法第十八條の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する商法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十二條第三項(法第八十三條第一項において準用する場合を含む。))において商法第二百二十三條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十九條第一項において商法第二百八十一條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第六十一條第二項において商法第三百十七條第二項及び第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合並びに法第八十三條第一項において商法第四百十九條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合について準用する。

を含む。)の規定を準用する場合、法第二十二條第四項において商法第六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第四十一條及び第四十九條において商法第二百四十四條第四項(法第二十六條第四項及び第七十三條第三項(法第七十六條第五項において準用する場合を含む。))において準用する商法第八十條第三項において準用する場合並びに法第八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十一條第二項において商法第二百六十條ノ四第四項(法第五十二條の二第二項において準用する商法特例法第一條の四第三項、法第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一條の九第六項及び法第五十九條第一項において準用する商法特例法第十八條の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する商法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十二條第三項(法第八十三條第一項において準用する場合を含む。))において商法第二百二十三條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十九條第一項において商法第二百八十一條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第六十一條第二項において商法第三百十七條第二項及び第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合並びに法第八十三條第一項において商法第四百十九條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合について準用する。

(署名に代わる措置)

第十九条の四 (略)

2 前項の規定は、法第二十二条第四項において商法第六十六条第三項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第二十三条第四項(法第七十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十五条第三項、第六十条第五項及び第九十二条の二第二項において商法第七十五条第八項(法第六十一条第二項において準用する商法第三百一条第五項において準用する場合を含む。)(において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第四十一条及び第四十九条において商法第二百四十四条第四項(法第二十六条第四項及び第七十三条第三項(法第七十六条第五項において準用する場合を含む。))において準用する商法第七百八十条第三項において準用する場合並びに法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。)(において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第五十一条第二項において商法第二百六十条ノ四第四項(法第五十二条の二第三項において準用する商法特例法第一条の四第三項、法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の九第六項及び法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十八条の三第二項において準用する場合を含む。)(において準用する商法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第六十一条第二項において商法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合について準

(署名に代わる措置)

第十九条の四 (略)

2 前項の規定は、法第二十二条第四項において商法第六十六条第三項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第二十三条第四項(法第七十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十五条第三項、第六十条第五項及び第九十二条の二第二項において商法第七十五条第八項(法第六十一条第二項において準用する商法第三百一条第五項において準用する場合を含む。)(において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第四十一条及び第四十九条において商法第二百四十四条第四項(法第二十六条第四項及び第七十三条第三項(法第七十六条第五項において準用する場合を含む。))において準用する商法第七百八十条第三項において準用する場合並びに法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。)(において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第五十一条第二項において商法第二百六十条ノ四第四項(法第五十二条の二第二項において準用する商法特例法第一条の四第三項、法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の九第六項及び法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十八条の三第二項において準用する場合を含む。)(において準用する商法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第六十一条第二項において商法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合について準

用する。

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法の規定の準用)

第十九条の七 (略)

2 (略)

3 第三十六条の三の規定は、法第五十一条第二項及び第六百六条第八項において商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合、法第五十二条の二第三項において商法特例法第一条の四第三項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合、法第五十二条の三第二項において商法特例法第二十一条の九第六項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合並びに法第五十九条第一項において商法特例法第十八条の三第二項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合について準用する。

4 (略)

5 第三十六条の三の規定は、法第五十二条の二第三項において商法特例法第一条の四第二項第二号の規定を準用する場合について準用する。

6 〵 9 (略)

(総代に関する定款記載事項)

第二十一条 法第四十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は

用する。

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法の規定の準用)

第十九条の七 (略)

2 (略)

3 第三十六条の三の規定は、法第五十一条第二項及び第六百六条第八項において商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合、法第五十二条の二第二項において商法特例法第一条の四第三項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合、法第五十二条の三第二項において商法特例法第二十一条の九第六項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合並びに法第五十九条第一項において商法特例法第十八条の三第二項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合について準用する。

4 (略)

5 第三十六条の三の規定は、法第五十二条の二第二項において商法特例法第一条の四第二項第二号の規定を準用する場合について準用する。

6 〵 9 (略)

(総代に関する定款記載事項)

第二十一条 法第四十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は

、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 総代会の構成

三 〽五 (略)

(委員会等設置相互会社の貸借対照表等の様式)

第二十三条の四 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十六第一項(計算書類の作成等)の委員会等設置相互会社の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十二号の二の三)(特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二)第四、第五、第一及び第二に準じて作成しなければならない。

(委員会等設置相互会社の監査報告書等の様式)

第二十三条の五 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十八第一項(会計監査人の監査報告書)に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第九号の二(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第九号の二の二)により作成しなければならない。

2 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十九第一項(監査委員会の監査報告書)に規定する監査委員会の監査報告書は、別紙様式第十号の二(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十号の二の二)により作成しなければならない。

、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(新設)

二 〽四 (略)

(委員会等設置相互会社の貸借対照表等の様式)

第二十三条の四 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十六第一項(計算書類の作成等)の委員会等設置相互会社の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号(特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二)第四、第五、第一及び第二に準じて作成しなければならない。

(委員会等設置相互会社の監査報告書等の様式)

第二十三条の五 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十八第一項(会計監査人の監査報告書)に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第九号の二により作成しなければならない。

2 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の二十九第一項(監査委員会の監査報告書)に規定する監査委員会の監査報告書は、別紙様式第十号の二により作成しなければならない。



3 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第三項（定時総会における計算書類の取扱い等）において準用する法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項（公告すべき貸借対照表等の要旨）に規定する委員会等設置相互会社が公告しなければならぬ貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号の三（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の二）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の四）により作成しなければならない。

（保険契約に係る債権の額）

第二十四条の五 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一〇三 （略）

（基金償却積立金の取崩しの認可の申請等）

第二十四条の六 相互会社は、法第五十六条の二第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇七 （略）

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、

3 法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の三十一第三項（定時総会における計算書類の取扱い等）において準用する法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項（公告すべき貸借対照表等の要旨）に規定する委員会等設置相互会社が公告しなければならぬ貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号の三（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の四）により作成しなければならない。

（保険契約に係る債権の額）

第二十四条の五 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

一〇三 （略）

（基金償却積立金の取崩しの認可の申請等）

第二十四条の六 相互会社は、法第五十六条の二第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇七 （略）

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次

次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該認可の申請をした相互会社（以下この項において「申請保険会社等」という。）が当該認可の申請に係る基金償却積立金の取崩しを行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 申請保険会社等の基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額が、当該基金償却積立金の取崩し後において、令第二条の二（申請保険会社等が少額短期保険業者である場合にあつては、令第三十八条の三）に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

三 申請保険会社等が保険会社である場合にあつては、当該保険会社の収支が当該基金償却積立金の取崩し後において、良好に推移することが見込まれること。

（剰余金の分配の計算方法）

第二十五条 相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次の各号（少額短期保険業者である相互会社にあつては、第一号、第二号及び第四号）に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

一～四 （略）

（積立勘定の設置）

に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該認可の申請をした相互会社（以下この項において「申請保険会社」という。）が当該認可の申請に係る基金償却積立金の取崩しを行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 申請保険会社の基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額が、当該基金償却積立金の取崩し後において、令第二条の二に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

三 申請保険会社の収支が当該基金償却積立金の取崩し後において、良好に推移することが見込まれること。

（剰余金の分配の計算方法）

第二十五条 相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

一～四 （略）

（積立勘定の設置）

第二十六条 保険会社である相互会社は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘定（以下この条において「積立勘定」という。）を設けることができる。

2 (略)

3 保険会社である相互会社は、金融庁長官の承認又は法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載された方法により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

4 保険会社である相互会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

(剰余金の分配をするための準備金)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 少額短期保険業者である相互会社は、第一項第一号の社員配当準備金に、次に掲げるもの（決算期においては、剰余金の処分による次に掲げるものへの繰入額を含む。）の合計額を超えて繰り入れはならない。

一 未払配当（社員に分配された配当で支払われていないものをいう。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額

第二十六条 相互会社は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘定（以下この条において「積立勘定」という。）を設けることができる。

2 (略)

3 相互会社は、金融庁長官の承認又は法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載された方法により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

4 相互会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(剰余金の分配をするための準備金)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

を含む。)

二 翌期に分配する予定の配当の額に百分の五を乗じて得た額

5・6 (略)

(社員配当準備金等の積立ての例外に係る認可の申請等)

第三十条 相互会社は、法第五十八条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請をした相互会社の業務又は財産の状況等に照らし、当該決算期において第二十八条第一項各号に掲げる準備金として積み立てる額を当該申請に係る比率を乗じた額としなければ、当該相互会社の経営の健全性を損ない保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあるかどうかを審査するものとする。

(相互会社の監査報告書等の様式)

第三十一条 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十三条第一項(会計監査人の監査報告書)に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第九号(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第九号の三)により作成しなければならない。

2 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十四条第二項(監査役会の監査報告書)に規定する監査役会の監査報告書は、別

4・5 (略)

(社員配当準備金等の積立ての例外に係る認可の申請等)

第三十条 相互会社は、法第五十八条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請をした相互会社の業務又は財産の状況等に照らし、当該決算期において第二十八条第一項各号に掲げる準備金として積み立てる額を当該申請に係る比率を乗じた額としなければ、当該相互会社の経営の健全性を損ない保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあるかどうかを審査するものとする。

(相互会社の監査報告書等の様式)

第三十一条 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十三条第一項(会計監査人の監査報告書)に規定する会計監査人の監査報告書は、別紙様式第九号により作成しなければならない。

2 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十四条第二項(監査役会の監査報告書)に規定する監査役会の監査報告書は、別

紙様式第十号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十号の三）により作成しなければならない。

3 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第三項（公告すべき貸借対照表等の要旨）の規定により公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）により作成しなければならない。

4 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第五項（公告すべき貸借対照表の要旨）の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、別紙様式第十一号の九により作成しなければならない。

（相互会社の貸借対照表等の様式）

第三十二条 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属細書の作成）の相互会社の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属細書は、それぞれ別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）（第四、第五、第一及び第二に準じて、法第八十三条第一項において準用する商法第四百十九条第一項（会社財産調査報告の義務）及び第四百二十条第一項（計算書類等の監査等）の相互会社の貸借対照表及び附属細書は、それぞれ別紙様式第十二号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十六号の十六）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）第四及び第二に準じて、

紙様式第十号により作成しなければならない。

3 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第二項本文（公告すべき貸借対照表等の要旨）に規定する相互会社が公告しなければならない貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）により作成しなければならない。

（新設）

（相互会社の貸借対照表等の様式）

第三十二条 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属細書の作成）の相互会社の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属細書は、それぞれ別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）（第四、第五、第一及び第二に準じて、法第八十三条第一項において準用する商法第四百十九条第一項（会社財産調査報告の義務）及び第四百二十条第一項（計算書類等の監査等）の相互会社の貸借対照表及び附属細書は、それぞれ別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）（第四及び第二に準じて、法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項（清算に関する準用規定）において準用する同法第二百

法第八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第二項（清算に関する準用規定）において準用する同法第二百八十三條第五項（計算書類の公告）に規定する相互会社が公告しなければならぬ貸借対照表の要旨は、別紙様式第十一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十一号の八）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）第一の貸借対照表の要旨に準じて作成しなければならない。

（貸借対照表等の情報を電磁的方法により提供する措置を行うための電磁的方法）

第三十二條の二 法第五十九條第一項において準用する商法特例法第十六條第五項（法第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第二十二條の二第一項第一号に掲げる方法のうち、相互会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものとする。

2 (略)

(連結計算書類)

八十三條第五項（計算書類の公告）に規定する相互会社が公告しなければならぬ貸借対照表の要旨は、別紙様式第十一号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）第一の貸借対照表の要旨に準じて作成しなければならない。

（貸借対照表等の情報を電磁的方法により提供する措置を行うための電磁的方法）

第三十二條の二 法第五十九條第一項において準用する商法特例法第十六條第五項（法第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、第二十二條の二第一項第一号に掲げる方法のうち、相互会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものとする。

2 (略)

(連結計算書類)

第三十二条の十六 (略)

2 前項各号に規定する連結貸借対照表及び連結損益計算書は、それぞれ別紙様式第十二号の三第二の二及び三(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第十二号の三第二の四)に準じて作成しなければならない。

(会計監査人の監査報告書)

第三十二条の十九 (略)

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
い。

一 六 (略)

七 連結会社(連結計算書類作成相互会社及び連結の範囲に含まれる子法人等をいう。次条において同じ。)並びに持分法が適用される非連結子法人等(連結の範囲から除かれる子法人等をいう。次条において同じ。)及び関連会社の翌連結会計年度(第三十二条の十六第一項各号に規定する連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成に係る期間をいう。次条において同じ。)以降の財産及び損益の状態に重要な影響を及ぼす事実であつて連結決算期後に生じたものについて、連結貸借対照表又は連結損益計算書に注記(事業報告書への記載を含む。)があるときはその旨、連結計算書類作成相互会社又はその子法人等の取締役、執行役その他業務を執行する役員から報告があつたときはその事実

第三十二条の十六 (略)

2 前項各号に規定する連結貸借対照表及び連結損益計算書は、それぞれ別紙様式第十二号の三第二の二及び三に準じて作成しなければならない。

(会計監査人の監査報告書)

第三十二条の十九 (略)

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
い。

一 六 (略)

七 連結会社(連結計算書類作成相互会社及び連結の範囲に含まれる子法人等をいう。次条において同じ。)並びに持分法(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二条第八号に規定する方法をいう。次条において同じ。)が適用される非連結子法人等(連結の範囲から除かれる子法人等をいう。次条において同じ。)及び関連会社(財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。次条において同じ。)の翌連結会計年度(第三十二条の十六第一項各号に規定する連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成に係る期間をいう。次条において同じ。)以降の財産及び損益の状態に重要な影響を及ぼす事実であつて連結決算期後に生じたものについて、連結貸借対照表又は連結損益計算書に注記(事業報告書への記載を含む。)があるときはその旨、連

3  
3 6 (略)

第七款 雑則

(非社員契約)

第三十三条 (略)

2  
2 4 (略)

5 法第二百四十一条第一項の規定により保険契約の移転の協議を命ぜられた保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下同じ。）又は外国保険会社等から当該保険契約の移転を受ける場合又は被管理会社（法第二百四十二条第一項の被管理会社をいう。次項において同じ。）から法第二百四十七条第二項の承認（同条第四項の承認を含む。次項において同じ。）を受けた同条第一項の計画に従って保険契約の移転を受ける場合には、当該移転に係る保険契約に係る保険料は、第三項の規定にかかわらず、同項の保険料に算入しないものとする。

6 (略)

第三十五条 非社員契約に係る経理については、事業年度における収支の状況を記載した書類を作成し、事業年度終了後四月以内に金融

結算書類作成相互会社又はその子法人等の取締役、執行役その他業務を執行する役員から報告があったときはその事実

3  
3 6 (略)

第七款 雑則

(非社員契約)

第三十三条 (略)

2  
2 4 (略)

5 法第二百四十一条第一項の規定により保険契約の移転の協議を命ぜられた保険会社（外国保険会社等を含む。）から当該保険契約の移転を受ける場合又は被管理会社（法第二百四十二条第一項の被管理会社をいう。次項において同じ。）から法第二百四十七条第二項の承認（同条第四項の承認を含む。次項において同じ。）を受けた同条第一項の計画に従って保険契約の移転を受ける場合には、当該移転に係る保険契約に係る保険料は、第三項の規定にかかわらず、同項の保険料に算入しないものとする。

6 (略)

第三十五条 非社員契約に係る経理については、事業年度における収支の状況を記載した書類を作成し、事業年度終了後四月以内に金融



庁長官（少額短期保険業者（金融庁長官の指定する少額短期保険業者を除く。）である相互会社にあつては、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

（保険契約者総代会に関する決議事項）

第三十九条 法第七十六条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 保険契約者総代会の構成

三・四 （略）

（株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請）

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第七十九条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 一十七 （略）

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

庁長官に提出しなければならない。

（保険契約者総代会に関する決議事項）

第三十九条 法第七十六条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

（新設）

二・三 （略）

（株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請）

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第七十九条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 一十七 （略）

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇十三 (略)

(業務の代理又は事務の代行)

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

- 一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第二条第一項（定義）に規定する船主相互保険組合をいう。以下同じ。）の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行

イ〇二 (略)

- 二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）、損害査定<sup>の代理</sup>その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

三・四 (略)

(業務の代理又は事務の代行の認可の申請等)

第五十一条の二 (略)

- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

一〇十三 (略)

(業務の代理又は事務の代行)

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

- 一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行

イ〇二 (略)

- 二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）、損害査定の代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

三・四 (略)

(業務の代理又は事務の代行の認可の申請等)

第五十一条の二 (略)

- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 (略)

三 他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務代理等を行う場合には、当該他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(営業保証金に代わる契約の相手方)

第五十二条の八の二 令第十三条の三に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行法第二条(定義)に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)

四 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四条(事業免許)の免許を受けた信用金庫(以下「信用金庫」という。)及び信用金庫連合会(以下「信用金庫連合会」という。)

五 農林中央金庫

六 商工組合中央金庫

七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第六条(事業免許)の免許を受けた労働金庫(以下「労働金庫」という。)及び労働金庫連合会(以下「労働金庫連合会」という。)

八 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三条第二号(種類)に規定する信用協同組合(以下「信用協同組合」という。)及び同条第三号に規定する協同組合連合会で同法第

二 (略)

三 他の保険会社の業務代理等を行う場合には、当該他の保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(営業保証金に代わる契約の相手方)

第五十二条の八の二 令第十三条の三に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行法第二条(定義)に規定する長期信用銀行

四 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四条(事業免許)の免許を受けた信用金庫及び信用金庫連合会

五 農林中央金庫

六 商工組合中央金庫

七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第六条(事業免許)の免許を受けた労働金庫及び労働金庫連合会

八 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三条第二号(種類)に規定する信用協同組合及び同条第三号に規定する協同組合連合会で同法第九条の九第一項第一号(協同組合連

九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第五十二条の十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債証券（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。）

二 地方債証券

三 政府保証証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。次条第一項において同じ。）

（削る）

四 社債証券その他の債券（記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。）であつて営業保証金に代えることにつき金融庁長官の承認を受けたもの

（営業保証金に充てることができる有価証券の価額）

第五十二条の十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従

合会）の事業を行う協同組合連合会

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第五十二条の十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項において同じ。）

（新設）

二 政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。次条第一項において同じ。）

三 地方債

四 社債その他の債券（記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。）であつて営業保証金に代えることにつき金融庁長官の承認を受けたもの

（営業保証金に充てることができる有価証券の価額）

第五十二条の十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従

い当該各号に掲げる額とする。

一 国債証券 額面金額

二 地方債証券 額面金額百円につき九十円として計算した額

三 政府保証債証券 額面金額百円につき九十五円として計算した額

(削る)

四 (略)

2・3 (略)

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 (略)

2 (略)

3 保険会社は、その営業所又は事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項各号に規定する事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三条の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）に該当する金融機関（令第二条の三第四項各号に掲げる金融機関をいう。次条及び第五十

い当該各号に掲げる額とする。

一 国債 額面金額

(新設)

二 政府保証債 額面金額百円につき九十五円として計算した額

三 地方債 額面金額百円につき九十円として計算した額

四 (略)

2・3 (略)

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 (略)

2 (略)

3 保険会社は、その営業所又は事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前条第一項各号に規定する事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三条の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）に該当する金融機関（令第二条の三第四項各号に掲げる金融機関をいう。次条及び第五十三

三条の六において同じ。)の取締役、執行役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。第五十三条の六及び第二百十二条第一項第二号において同じ。)又は使用人とともに顧客を訪問する場合には、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第六十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 保険会社(外国保険業者を含む。)若しくは少額短期保険業者の保険業又は船主相互保険組合の損害保険事業に係る業務の代理(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行
- 二 保険募集(法第二十六条に規定する保険募集をいう。以下同じ。)
- 三 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務
- 四 保険募集を行う者の教育を行う業務
- 五 四十三 (略)
- 四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当す

条の六において同じ。)の取締役、執行役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。第五十三条の六及び第二百十二条第一項第二号において同じ。)又は使用人とともに顧客を訪問する場合には、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第六十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 保険会社の保険業に係る業務の代理(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行
- 二 保険募集(法第二十二条に規定する保険募集をいう。以下同じ。)
- 三 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務
- 四 保険募集を行う者の教育を行う業務
- 五 四十三 (略)
- 四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う

るものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

四十五～四十七 (略)

3  
3  
10 (略)

(業務報告書等)

第五十九条 法第百十条第一項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、保険会社である株式会社にあつては、中間営業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、相互会社である相互会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号の五(特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の六)により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2 法第百十条第一項に規定する業務報告書は、保険会社である株式会社にあつては、営業報告書、附属明細書、株主総会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書

会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

四十五～四十七 (略)

3  
3  
10 (略)

(業務報告書等)

第五十九条 法第百十条第一項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、保険業を営む株式会社にあつては、中間営業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、相互会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号の五(特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の六)により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2 法第百十条第一項に規定する業務報告書は、保険業を営む株式会社にあつては、営業報告書、附属明細書、株主総会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書

面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、保険会社である相互会社にあつては、事業報告書、附属明細書、社員総会又は総代会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、基金の償却に関する書面、基金利息の支払に関する書面、剰余金処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第十二号の二）により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

3 法第百十条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この条及び第五十九条の三において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一・二（略）

4 法第百十条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、保険会社である株式会社にあつては、中間営業概況書及び中間連結財務諸表、保険会社である相互会社にあつては、中間事業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十一号の七により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

5 法第百十条第二項に規定する業務報告書は、保険会社である株式会社にあつては、営業概況書及び連結財務諸表、保険会社である相互会社にあつては、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、別紙様式第十二号の二により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、相互会社にあつては、事業報告書、附属明細書、社員総会又は総代会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、基金の償却に関する書面、基金利息の支払に関する書面、剰余金処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第十二号の二）により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

3 法第百十条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この条、次条及び第五十九条の三において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一・二（略）

4 法第百十条第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況について、保険業を営む株式会社にあつては、中間営業概況書及び中間連結財務諸表、相互会社にあつては、中間事業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十一号の七により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

5 法第百十条第二項に規定する業務報告書は、保険業を営む株式会社にあつては、営業概況書及び連結財務諸表、相互会社にあつては、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、別紙様式第十二号の三に



式第十二号の三により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

6・7 (略)

第五十九条の三 法第一百一十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況（法第三十条各号（法第二百七十二条の二十八）において準用する場合を含む。）に掲げる額を含む。）

ニ・ホ (略)

2 (略)

（市場価格のある株式の評価益の積立て）

第六十一条 法第一百二十二条第二項に規定する内閣府令で定める準備金は、次に掲げるものとする。

一 生命保険株式会社（法第三条第四項の生命保険業免許を受けた保険会社である株式会社をいう。第六十四条第一項において同じ。）にあつては、責任準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金

より作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

6・7 (略)

第五十九条の三 法第一百一十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 保険会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第三十条各号に掲げる額を含む。）

ニ・ホ (略)

2 (略)

（市場価格のある株式の評価益の積立て）

第六十一条 法第一百二十二条第二項に規定する内閣府令で定める準備金は、次に掲げるものとする。

一 生命保険株式会社（法第三条第四項の生命保険業免許を受けた保険業を営む株式会社をいう。第六十四条第一項において同じ。）にあつては、責任準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金

二 損害保険株式会社（法第三条第五項の損害保険業免許を受けた保険会社である株式会社をいう。第六十三条において同じ。）にあつては、責任準備金

三 （略）

（創立費の償却）

第六十一条の二 （略）

2 商法施行規則第三十五条（創立費）及び第三十六条の規定は、保険会社である株式会社については、適用しない。

（契約者配当の計算方法）

第六十二条 保険会社である株式会社が契約者配当を行う場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者配当の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

一 四 （略）

（積立勘定の設置）

第六十三条 第二十六条の規定は、保険会社である株式会社について準用する。この場合において、「剰余金の分配をする」とあるのは「契約者配当を行う」と読み替えるものとする。

二 損害保険株式会社（法第三条第五項の損害保険業免許を受けた保険業を営む株式会社をいう。第六十三条において同じ。）にあつては、責任準備金

三 （略）

（創立費の償却）

第六十一条の二 （略）

2 商法施行規則第三十五条（創立費）及び第三十六条の規定は、保険業を営む株式会社については、適用しない。

（契約者配当の計算方法）

第六十二条 保険業を営む株式会社が契約者配当を行う場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者配当の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

一 四 （略）

（積立勘定の設置）

第六十三条 第二十六条の規定は、株式会社の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「相互会社は、」とあるのは「株式会社は、」と、「剰余金の分配をする」とあるのは「契約者配当を行う」と、同条第三項及び第四項中「相互会社」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとする。

(契約者配当準備金)

第六十四条 保険会社である株式会社が契約者配当に充てるため積み立てる準備金は、契約者配当準備金とする。

2 (略)

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 生命保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該決算期以前に収入した保険料を基礎として、当該各号に掲げる金額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一 (略)

二 未経過保険料 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間をいう。次条及び第二百十一条の四十五において同じ。）に対応する責任に相当する額として計算した金額（次号の払戻積立金として積み立てる金額を除く。）

二の二・三 (略)

2 5 7 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定め

(契約者配当準備金)

第六十四条 保険業を営む株式会社が契約者配当に充てるため積み立てる準備金は、契約者配当準備金とする。

2 (略)

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 生命保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該決算期以前に収入した保険料を基礎として、当該各号に掲げる金額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一 (略)

二 未経過保険料 未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間をいう。次条において同じ。）に対応する責任に相当する額として計算した金額（次号の払戻積立金として積み立てる金額を除く。）

二の二・三 (略)

2 5 7 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定め

る場合は、次に掲げる場合とする。

一 保険会社である株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

二〇七 (略)

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第六六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第九十四条において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

七の三〇十一 (略)

十二 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下この条、第六十六条及び第九十二条において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める社債に該当するものをいう。以下この条、第六十六条及び第九十二条において同じ。）を発行しようとする場合

十三〇十六 (略)

十七 保険会社又はその子会社において不祥事件が発生したことを知った場合

二〇四 (略)

る場合は、次に掲げる場合とする。

一 保険業を営む株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

二〇七 (略)

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第六六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

七の三〇十一 (略)

十二 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める社債に該当するものをいう。以下同じ。）を発行しようとする場合

十三〇十六 (略)

十七 保険会社又はその子会社（第五項において「保険会社等」という。）において不祥事件が発生したことを知った場合

二〇四 (略)

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社若しくはその子会社、保険会社若しくはその子会社の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 一六 （略）

6 （略）

（保険会社がその経営を支配している法人）

第八十五条の二 法第二百二十八条第二項に規定する内閣府令で定める法人は、当該保険会社の子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。第二百十条の十一の二において同じ。）のうち子会社以外のものとする。

（健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等）

第八十六条 法第三十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 資本の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、その他有価証券評価差額金（財務諸表等規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。第二百十一

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社等、保険会社等の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 一六 （略）

6 （略）

（新設）

（健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等）

第八十六条 法第三十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 資本の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額（相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、その他有価証券評価差額金（財務諸表等規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）並びに法第七十七条第四

条の五十八において同じ。)並びに法第七十七条第四項、第九十条の二第六項及び第百十三条前段の規定並びに商法施行規則第三十七条から第四十条まで(研究費及び開発費、新株発行費等、社債発行費並びに社債発行差金)の規定又は第三十二条の十から第三十二条の十三までの規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

二〇七 (略)

2 (略)

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。第百六十二条及び第二百十一条の五十九において同じ。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二・二の二 (略)

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百十一条の五十九において同じ。)に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の

項、第九十二条の二第六項及び第百十三条前段の規定並びに商法施行規則第三十七条から第四十条まで(研究費及び開発費、新株発行費等、社債発行費並びに社債発行差金)の規定又は第三十二条の十から第三十二条の十三までの規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

二〇七 (略)

2 (略)

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。第百六十二条において同じ。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二・二の二 (略)

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

合計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。第二百十一條の五十九において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百十一條の五十九において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ 子会社等リスク（子会社等（法第百十條第二項に規定する子会社等をいう。）への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二條において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ・ホ （略）

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の見込みを超える発生し得る危険であつて、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。第二百十一條の五十九において同じ。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（事業譲渡等の認可の申請）  
第九十四條 （略）

一 （略）

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ 子会社等リスク（子会社等（法第百十條第二項に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二條において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ・ホ （略）

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の見込みを超える発生し得る危険であつて、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（事業譲渡等の認可の申請）  
第九十四條 （略）

一 （略）

<p>二 事業の譲渡又は譲受け(次項及び第三項において「事業譲渡等」という。)に係る契約書</p> <p>三十三 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>3 第一項の認可申請書は、少額短期保険業者を一部の当事者とする事業譲渡等の場合にあつては、第二百十一条の六十六第一項の認可申請書とあわせて提出しなければならない。</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(解散等の認可の申請)</p> <p>第九十八条 保険会社等は、法第五十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一 解散についての株主総会等の決議</p> <p>イニ (略)</p> <p>ホ 当該保険会社等(株式会社及び法第六十三条第一項の定款の定めをしている相互会社に限る。)を保険者とする保険契約(令第十六条に規定する保険契約を除く。)がないことを証する書面</p> <p>ヘ 当該保険会社等を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面</p> <p>ト (略)</p>	<p>イニ (略)</p>	<p>書面</p>	<p>二 保険業の廃止についての株主総会の決議</p>

<p>二 事業の譲渡又は譲受け(次項において「事業譲渡等」という。)に係る契約書</p> <p>三十三 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(解散等の認可の申請)</p> <p>第九十八条 保険会社は、法第五十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 解散についての株主総会等の決議</p> <p>イニ (略)</p> <p>ホ 当該保険会社(株式会社及び法第六十三条第一項の定款の定めをしている相互会社に限る。)を保険者とする保険契約(令第十六条に規定する保険契約を除く。)がないことを証する書面</p> <p>ヘ 当該保険会社を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面</p> <p>ト (略)</p>	<p>イニ (略)</p>	<p>書面</p>	<p>二 保険業の廃止についての株主総会の決議</p>



イ）ハ（略）

ニ 当該保険会社等を保険者とする保険契約（令第十六条に規定する保険契約を除く。）がないことを証する書面

ホ 当該保険会社等を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面

ヘ（略）

三 保険業を営む株式会社を全部又は一部の当事者とする合併

イ・ロ（略）

ハ 当事者である保険会社等の株主総会の議事録（当該保険会社等が商法第四百十三条ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する保険会社等にあつては、取締役会の議事録）

ニ）ヘ（略）

ト 当事者である保険会社等を保険者とする保険契約（令第十六条に規定する保険契約を除く。）がないことを証する書面

チ 当事者である保険会社等を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理の方針を記載した書面

リ）ル（略）

（解散等の公告）

第九十九条 保険会社等は、法第百五十四条の規定による公告をする場合において、当該保険会社等を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を示すものとする。

イ）ハ（略）

ニ 当該保険会社を保険者とする保険契約（令第十六条に規定する保険契約を除く。）がないことを証する書面

ホ 当該保険会社を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面

ヘ（略）

三 保険業を営む株式会社を全部又は一部の当事者とする合併

イ・ロ（略）

ハ 当事者である保険会社の株主総会の議事録（当該保険会社が商法第四百十三条ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する保険会社にあつては、取締役会の議事録）

ニ）ヘ（略）

ト 当事者である保険会社を保険者とする保険契約（令第十六条に規定する保険契約を除く。）がないことを証する書面

チ 当事者である保険会社を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理の方針を記載した書面

リ）ル（略）

（解散等の公告）

第九十九条 保険会社は、法第百五十四条の規定による公告をする場合において、当該保険会社を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を示すものとする。

(解散に係る備置書類)

第九十九条の二 法第五十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 当該保険会社等を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面

(解散に係る公告事項)

第九十九条の三 法第五十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該保険会社等を保険者とする保険契約の処理方針とする。

(保険契約に係る債権の額)

第二百二条 法第六十六条第二項において準用する法第十七条第四項(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第二号に掲げる金額とする。

一・三 (略)

(吸収合併の効力)

第四百四条 法第六十六条第一項の合併が行われたことにより、法第

(解散に係る備置書類)

第九十九条の二 法第五十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 当該保険会社を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載した書面

(解散に係る公告事項)

第九十九条の三 法第五十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該保険会社を保険者とする保険契約の処理方針とする。

(保険契約に係る債権の額)

第二百二条 法第六十六条第二項において準用する法第十七条第四項(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

一・三 (略)

(吸収合併の効力)

第四百四条 法第六十六条第一項の合併が行われたことにより、法第

四 条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（以下この項において「事業方法書等」という。）に定めた事項を、当該合併により消滅する保険会社等の事業方法書等に定めた事項を付加した内容に変更しなければならぬ場合においては、当該合併が効力を生じた時に、法第百二十三条第一項の規定による認可を要する事項については、その認可を受けたものと、法第百二十三条第二項の規定による届出を要する事項については、変更があつたものとみなす。

（合併の認可の申請）

第百五条 保険会社等は、法第百六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当事者である保険会社等の株主総会等の議事録（商法第四百三条ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する保険会社等にあつては、取締役会の議事録）

四 （略）

五 当事者である保険会社等を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

六〇十四 （略）

十五 当事者（保険会社を除く。）の従前の定款

四 条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（以下この項において「事業方法書等」という。）に定めた事項を、当該合併により消滅する保険会社の事業方法書等に定めた事項を付加した内容に変更しなければならぬ場合においては、当該合併が効力を生じた時に、法第百二十三条第一項の規定による認可を要する事項については、その認可を受けたものと、法第百二十三条第二項の規定による届出を要する事項については、変更があつたものとみなす。

（合併の認可の申請）

第百五条 保険会社は、法第百六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当事者である保険会社の株主総会等の議事録（商法第四百三条ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定により合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併を行う場合における合併後存続する保険会社にあつては、取締役会の議事録）

四 （略）

五 当事者である保険会社を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

六〇十四 （略）

十五 合併の当事者の一部が保険会社でない場合においては、当該保険会社でない当事者の従前の定款

十六〇十八 (略)

十九 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が当該合併により子会社対象会社等（保険会社にあつては法第百六条第一項に規定する子会社対象会社、少額短期保険業者にあつては少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の第十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この号及び第百五条の六第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十四第一項第四号に掲げる書類

二十 (略)

二十一 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二 (略)

2 前項の認可申請書は、保険会社等を全部の当事者とする合併の場合にあつては、当事者である保険会社等の連名で提出しなければならない。

3 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第百五条の四 法第七十三条の四第二項において準用する法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつ

十六〇十八 (略)

十九 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

二十 (略)

二十一 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二 (略)

2 前項の認可申請書は、保険会社を全部の当事者とする合併の場合にあつては、当事者である保険会社の連名で提出しなければならない。

3 (略)

(保険契約に係る債権の額)

第百五条の四 法第七十三条の四第二項において準用する法第十七条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、生命保険会社にあつ

ては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とし、少額短期保険業者にあつては第三号に掲げる金額とする。

一〇三 (略)

(分割の認可の申請)

第五十五条の六 保険会社等は、法第七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当事者である保険会社等の株主総会の議事録(商法第三百七十四条ノ六又は第三百七十四条ノ二十二若しくは第三百七十四条ノ二十三(簡易な分割手続)の規定により分割計画書又は分割契約書について株主総会の承認を得ないで分割を行う保険会社等にあつては、取締役会の議事録)

四 当事者である保険会社等の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

五 (略)

六 分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書面

イ 分割により保険契約を承継させる保険会社等を保険者とする保険契約について、分割により承継させるものとされる保険契約(以下この号において「分割対象契約」という。)及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ご

ては第一号に掲げる金額とし、損害保険会社にあつては第二号及び第三号に掲げる金額の合計額とする。

一〇三 (略)

(分割の認可の申請)

第五十五条の六 保険会社は、法第七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当事者である保険会社の株主総会の議事録(商法第三百七十四条ノ六又は第三百七十四条ノ二十二若しくは第三百七十四条ノ二十三(簡易な分割手続)の規定により分割計画書又は分割契約書について株主総会の承認を得ないで分割を行う保険会社にあつては、取締役会の議事録)

四 当事者である保険会社の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

五 (略)

六 分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書面

イ 分割により保険契約を承継させる保険会社を保険者とする保険契約について、分割により承継させるものとされる保険契約(以下この号において「分割対象契約」という。)及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごと

とに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

ロ・ハ (略)

七、十四 (略)

十五 当事者（保険会社を除く。）の従前の定款

十六、十八 (略)

十九 当該分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、

当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百一十一条の三十四第一項第四号に掲げる書類

二十 (略)

二十一 当該分割により当該保険会社等の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

二十二 当該分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十三 その他法第七十三条の六第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の認可申請書は、保険会社等を全部の当事者とする分割の場合にあつては、当事者である保険会社等の連名で提出しなければならない。

3・4 (略)

(清算人の就職の届出)

第七十七条 保険会社等の清算人は、法第七十四条第五項の規定によ

に保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

ロ・ハ (略)

七、十四 (略)

十五 分割の当事者の一部が保険会社でない場合においては、当該

保険会社でない当事者の従前の定款

十六、十八 (略)

十九 当該分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

二十 (略)

二十一 当該分割により当該保険会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

二十二 当該分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十三 その他法第七十三条の六第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の認可申請書は、保険会社等を全部の当事者とする分割の場合にあつては、当事者である保険会社の連名で提出しなければならない。

3・4 (略)

(清算人の就職の届出)

第七十七条 保険会社の清算人は、法第七十四条第五項の規定による

る届出をしようとするときは、届出書に当該保険会社等の登記事項証明書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(清算保険会社等が払い戻すべき金額)

第百八条 (略)

(債権申出期間内の弁済の許可の申請)

第百九条 法第七十八条の規定により読み替えて適用する商法第四百二十三条(債権申出期間内の弁済)(法第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、清算人全員の連名の許可申請書を金融庁長官等に提出して行わなければならない。

2 (略)

(清算状況の届出)

第百十条 清算に係る保険会社等の清算人(特別清算の場合の清算人を除く。)は、各月の清算状況を翌月二十日までに金融庁長官等に届け出るとともに、重要な事項が生じたときは、遅滞なく、当該事項を金融庁長官等に届け出なければならない。

(保存者に関する届出)

第百十四条 保険会社等の清算人は、商法第四百二十九条(書類の保存)(法第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により保存者が選任されたときは、遅滞なく、その商号、名称又

届出をしようとするときは、届出書に当該保険会社の登記事項証明書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(清算保険会社が払い戻す金額)

第百八条 (略)

(債権申出期間内の弁済の許可の申請)

第百九条 法第七十八条の規定により読み替えて適用する商法第四百二十三条(債権申出期間内の弁済)(法第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、清算人全員の連名の許可申請書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

2 (略)

(清算状況の届出)

第百十条 清算に係る保険会社の清算人(特別清算の場合の清算人を除く。)は、各月の清算状況を翌月二十日までに金融庁長官に届け出るとともに、重要な事項が生じたときは、遅滞なく、当該事項を金融庁長官に届け出なければならない。

(保存者に関する届出)

第百十四条 保険会社の清算人は、商法第四百二十九条(書類の保存)(法第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により保存者が選任されたときは、遅滞なく、その商号、名称又は

は氏名及び住所を金融庁長官等に届け出なければならない。

(供託金に代わる有価証券の種類等)

第三百三十一条 法第九十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 国債証券(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項、第八十八条第一項、第二百一十一条の十三、第二百一十一条の十四第一項及び第二百二十六条第一項において同じ。)

## 二 地方債証券

三 政府保証債証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。)

(削る)

四 社債証券その他の債券(記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。)であつて供託金に代えることにつき金融庁長官の承認を受けたもの

2 (略)

(供託金に代わる有価証券の価額)

第三百三十二条 法第九十条第九項の規定により有価証券を供託金に代える場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

氏名及び住所を金融庁長官に届け出なければならない。

(供託金に代わる有価証券の種類等)

第三百三十一条 法第九十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 国債(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項、第八十八条第一項及び第二百二十六条第一項において同じ。)

(新設)

二 政府保証債(政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。)

## 三 地方債

四 社債その他の債券(記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。)であつて供託金に代えることにつき金融庁長官の承認を受けたもの

2 (略)

(供託金に代わる有価証券の価額)

第三百三十二条 法第九十条第九項の規定により有価証券を供託金に代える場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。



一 国債証券 額面金額

二 地方債証券 額面金額百円につき九十円として計算した額

三 政府保証証券 額面金額百円につき九十五円として計算した額

(削る)

四 前条第一項第四号の規定による承認を受けた社債券その他の債券 金融庁長官がその承認時において額面金額百円につき九十円として計算した金額を超えない範囲内で指定した額

2 5 4 (略)

(外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行)

第四百十一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理(媒介を含む。)、損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、外国保険会社等が行うことが日本における保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

三・四 (略)

(業務の代理又は事務の代行の認可の申請等)

一 国債 額面金額

(新設)

二 政府保証債 額面金額百円につき九十五円として計算した額

三 地方債 額面金額百円につき九十円として計算した額

四 前条第一項第四号の規定による承認を受けた社債券その他の債券 金融庁長官がその承認時において額面金額百円につき九十円として計算した金額を超えない範囲内で指定した額

2 5 4 (略)

(外国保険会社等が行うことのできる業務の代理又は事務の代行)

第四百十一条 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)、損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、外国保険会社等が行うことが日本における保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

三・四 (略)

(業務の代理又は事務の代行の認可の申請等)

第四百四十一条の二 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一・二 (略)

三 他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務代理等を行う場合には、当該他の保険会社、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(業務報告書等)

第四百四十三条 (略)

2 (略)

3 第五十九条第六項及び第七項の規定は、外国保険会社等が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期する場合について準用する。

この場合において、同条第六項中「第一項、第二項、第四項又は第五項」とあるのは、「第四百四十三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(削る)

(供託金に代わる有価証券の種類等)

第八十八條 法第二百二十三條第十項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債証券

第四百四十一条の二 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一・二 (略)

三 他の保険会社の業務代理等を行う場合には、当該他の保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(業務報告書等)

第四百四十三条 (略)

2 (略)

3 外国保険会社等は、やむを得ない理由により前二項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 (略)

(供託金に代わる有価証券の種類等)

第八十八條 法第二百二十三條第十項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 国債

二 地方債証券

三 政府保証債証券

(削る)

四 社債券その他の債券（記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。）であつて供託金に代えることにつき金融庁長官の承認を受けたもの

2・3 (略)

(保険議決権保有届出書の提出等)

第二百五条 法第二百七十一条の三第一項の規定により同項に規定する保険議決権保有届出書（以下この項及び第二百八条において「保険議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十五号の二の二により当該保険議決権保有届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(保険持株会社に係る業務報告書等)

第二百十條の十 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号の二の五により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在保険持株会社（保険会社を子会社と

(新設)

二 政府保証債

三 地方債

四 社債券その他の債券（記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。）であつて供託金に代えることにつき金融庁長官の承認を受けたもの

2・3 (略)

(保険議決権保有届出書の提出等)

第二百五条 法第二百七十一条の三第一項の規定により同項に規定する保険議決権保有届出書（以下この項及び第二百八条において「保険議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十五号の二の二により当該保険議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（第二百七条第一項並びに第二百八条第一項及び第七項において「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

2 (略)

(保険持株会社に係る業務報告書)

第二百十條の十 (新設)

する外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。次項及び第二百十条の十四において同じ。にあっては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2| 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号の三により作成し、営業年度終了後四月以内（外国所在保険持株会社にあつては、営業年度終了後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

3| (略)

4| 保険持株会社は、やむを得ない理由により第一項又は第二項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

5| (略)

6| 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした保険持株会社が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号の三により作成し、営業年度終了後四月以内（外国所在保険持株会社（保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。第二百十条の十四において同じ。）にあっては、営業年度終了後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2| (略)

3| 保険持株会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4| (略)

5| 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした保険持株会社が業務報告書の提出を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十條の十の二 法第二百七十一條の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織(保険持株会社の子会社等(法第二百七十一條の二十五第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。))の経営管理に係る体制を含む。)

ロ 二 (略)

二 四 (略)

二 四 (略)

(保険持株会社がその経営を支配している法人)

第二百十條の十一の二 法第二百七十一條の二十七第一項に規定する

内閣府令で定めるものは、当該保険持株会社の子法人等のうち子会社以外のものとする。

(認可の効力に係る承認の申請)

第二百十條の十五 (略)

二 (略)

三 金融庁長官は、前二項の規定による承認の申請があったときは、

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十條の十の二 法第二百七十一條の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織(保険持株会社の子会社等(法第二百七十一條の二十五第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。))をいう。以下この項において同じ。  
( )の経営管理に係る体制を含む。)

ロ 二 (略)

二 四 (略)

二 四 (略)

(新設)

(認可の効力に係る承認の申請)

第二百十條の十五 (略)

二 (略)

三 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、次

次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 三 (略)

第十二章 少額短期保険業者の特例

第一節 通則

第二百十一条 令第三十八条に規定する内閣府令で定めるものは、受  
再会社（当該少額短期保険業者を相手方とする再保険を引き受ける  
保険会社（外国保険業者を含む。）をいう。）から收受する手数料  
とする。

(登録の申請)

第二百十一条の一 法第二百七十二条第一項の規定による登録を受け  
ようとする者（以下第二百十一条の五までにおいて「登録申請者」  
という。）は、別紙様式第十六号により作成した法第二百七十二条  
の二第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して  
、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に  
提出しなければならない。

(登録申請書の添付書類)

第二百十一条の二 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令  
で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 会社の登記事項証明書
- 二 事業計画書

に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 三 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 四 取締役及び監査役（法第八条第二項に規定する委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役。以下この条において同じ。）並びに保険計理人の履歴書
- 五 取締役及び監査役が法第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面
- 六 保険計理人が第二百十一条の四十八に規定する要件に該当することを証する書面
- 七 法第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについての保険計理人の意見書（第二百十一条の五十三第一項各号に掲げる基準に従い作成されたものに限る。）
- 八 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有する株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面（相互会社の場合にあつては、社員にならうとする者の名簿）
- 九 少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
- 十 純資産額及びその算出根拠を記載した書面
- 十一 登録申請者が子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号及び第二百十一条の七第一項

第一号において同じ。)を有する場合には、次に掲げる書類  
イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記  
載した書類

ロ 当該子会社等の役員の役職名及び氏名を記載した書類

ハ 当該子会社等の業務の内容を記載した書類

ニ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分  
又は損失処理に関する書面その他の当該子会社等の最近におけ  
る業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

(事業方法書の記載事項)

第二百十一條の三 登録申請者は、次に掲げる事項を法第二百七十二  
條の二第二項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。

一 被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類を区分

二 被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の手續に関  
する事項

三 保険料の收受並びに保険金及び払い戻される保険料及びその他  
の返戻金の支払に関する事項

四 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記  
載する事項

五 保険契約の特約に関する事項

(普通保険約款の記載事項)

第二百十一條の四 登録申請者は、次に掲げる事項を法第二百七十二  
條の二第二項第三号に掲げる書類に記載しなければならない。

(新設)

(新設)



- 
- 一 保険金の支払事由
  - 二 保険契約の無効原因
  - 三 保険者としての保険契約に基づく義務を免れるべき事由
  - 四 保険料の増額又は保険金の削減に関する事項
  - 五 保険者としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期
  - 六 保険契約者又は被保険者が保険約款に基づく義務の不履行のためを受けるべき不利益
  - 七 保険契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務
  - 八 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲
  - 九 保険契約を更新する場合における保険料その他の契約内容の見直しに関する事項
- (保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項)
- 第二百十一条の五 登録申請者は、次に掲げる事項を、法第二百七十条の二第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。
- 一 保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項
  - 二 責任準備金(法第二百七十二条の十八において準用する法第一百六条第一項の責任準備金をいう。)の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項
  - 三 保険契約が解約された場合に払い戻される返戻金の計算の方法
- 

(新設)

及びその基礎に関する事項

四 第二十八条第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項

五 純保険料に関する事項

六 その他保険数理に関して必要な事項

(少額短期保険業者登録簿の備置)

第二十一条の六 少額短期保険業者が現に受けている登録をした財務局長等は、その登録をした少額短期保険業者に係る少額短期保険業者登録簿を当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(純資産額の算出)

第二十一条の七 少額短期保険業者の純資産額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。

- 一 当該少額短期保険業者が子会社等を有する場合 当該少額短期保険業者の貸借対照表及び連結貸借対照表のそれぞれについて資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額（次に掲げるものの金額の合計額を除く。次号において同じ。）の合計額を控除した金額のうちいずれか低い方の金額
- イ 法第二百七十二条の十八において準用する法第一百五十一条第一項の価格変動準備金の額

(新設)

(新設)

- ロ 第二百十一条の四十五第一項第二号の異常危険準備金の額
- 二 前号以外の場合 当該少額短期保険業者の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額を控除した金額
- 2 前項の資産及び負債の評価は、計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した価額によらなければならぬ。
- 3 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額を評価額とする。
- 一 金銭債権又は市場価格のない債券について取立不能のおそれがある場合 取立不能見込額を控除した金額
- 二 市場価格のない株式についてその発行会社の資産状態が著しく悪化した場合 相当の減額をした金額
- 三 前二号以外の流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であつて、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合 当該時価
- 四 第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合 償却不足額を控除し、又は相当の減額をした金額
- 五 繰延資産について償却不足がある場合 償却不足額を控除した金額

第二百十一条の八 令第三十八条の四第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五とする。

(新設)

(供託に係る届出等)

第二百十一条の九 法第二百七十二条の五第三項の契約（次条及び第二百十一条の十二において「保証委託契約」という。）を少額短期保険業者と締結した者は、同条第四項の規定による命令に基づき供託を行う場合においては、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 法第二百七十二条の五第一項、第二項、第四項若しくは第八項又は少額短期保険業者供託金規則（平成十七年内閣府・法務省令第 号）第十四条第六項若しくは第十五条第一項の規定により供託をした者（以下この条において「供託者」という。）は、別紙様式第十六号の二により作成した供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3 供託者が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託書正本を金融庁長官等に届け出なければならない。

4 前二項の場合にあつては、少額短期保険業者は、別紙様式第十六号の三により作成した供託金等内訳書（以下「供託金等内訳書」という。）を金融庁長官等に提出しなければならない。

5 金融庁長官等は、第二項及び第三項の供託書正本を受理したときは、保管証書をその供託者に交付しなければならない。

(供託金の全部又は一部に代わる契約の締結の届出等)

第二百十一条の十 少額短期保険業者は、保証委託契約を締結したと

(新設)

(新設)

き（令第三十八条の五第三号の規定による承認（以下この条において「承認」という。）を受けて当該保証委託契約の内容を変更したときを含む。）は、別紙様式第十六号の四により作成した保証委託契約締結届出書に契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならぬ。

2 少額短期保険業者は、承認を受けようとするときは、当該承認に係る保証委託契約を解除しようとする日又はその内容を変更しようとする日の一月前までに、別紙様式第十六号の五により作成した保証委託契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の六により作成した保証委託契約変更承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならぬ。

3 金融庁長官等は、承認の申請があつたときは、当該承認の申請をした少額短期保険業者が保証委託契約を解除し、又はその内容を変更することが保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

4 少額短期保険業者は、承認を受けて保証委託契約を解除し、又はその内容を変更したときは、別紙様式第十六号の七により作成した保証委託契約解除届出書に契約を解除した事実を証する書面及び供託金等内訳書を添付し、又は別紙様式第十六号の八により作成した保証委託契約変更届出書に当該契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約の変更の場合には当該契約書正本を提示しなければならない。

(供託金の全部又は一部に代わる契約の相手方)

第二百十一條の十一 令第三十八條の五に規定する内閣府令で定める金融機関は、第五十二條の八の二各号に掲げるものとする。

(新設)

(供託金の追加供託の起算日)

第二百十一條の十二 法第二百七十二條の五第八項に規定する内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(新設)

一 少額短期保険業者が承認を受けて保証委託契約の内容を変更したことにより、法第二百七十二條の五第十項に規定する供託金の額(同条第三項の契約金額を含む。)が令第三十八條の四に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日

二 少額短期保険業者が承認を受けて保証委託契約を解除した場合 当該契約を解除した日

三 令第三十八條の六の権利の実行の手続が行われた場合 少額短期保険業者が少額短期保険業者供託金規則第十一条第二項の支払委託書の写しの送付を受けた日

四 令第三十八條の六の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等が供託されている有価証券(社債等の振替に関する法律第二百二十九條第一項に規定する振替社債等を含む。)の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 少額短期保険業者が少額短期保険業者供託金規則第十六條第四項の通知を受けた日

(供託金に代わる有価証券の種類等)

第二百一十一條の十三 法第二百七十二條の五第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 政府保証債証券
- 四 証券取引法第二条第一項第三号に規定する債券

(供託金に代わる有価証券の価額)

第二百一十一條の十四 法第二百七十二條の五第九項の規定により有価証券を供託金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 国債証券 額面金額
- 二 地方債証券 額面金額百円につき九十円として計算した額
- 三 政府保証債証券 額面金額百円につき九十五円として計算した額

- 四 前条第四号に掲げる債券 額面金額百円につき八十円として計算した額

2 | 割引の方法により発行した有価証券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行価額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times \text{（発行の日から供託の日までの年数）}$$

(新設)

(新設)

3 前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てる。

第二百十一条の十五 第二百十一条の九（第一項を除く。）及び第二

百十一条の十（第一項を除く。）の規定は、法第二百七十二条の六第一項の少額短期保険業者責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）について準用する。この場合において、第二百十一条の九第二項

中「法第二百七十二条の五第一項、第二項、第四項若しくは第八項又は少額短期保険業者供託金規則（平成十七年内閣府・法務省令第号）第十四条第六項若しくは第十五条第一項の規定により供託をした者（以下この条において「供託者」という。）」とあり、及び同

条第三項中「供託者」とあるのは「法第二百七十二条の六第二項の規定により供託をした少額短期保険業者」と、同法第四項中「前二項」とあり、同条第五項中「第二項及び第三項」とあるのは「第二百十一条の十五において読み替えて適用する第二百十一条の九第二項及び第三項」と、第二百十一条の十第二項中「承認」とあるのは「令三十八条の八第一項第三号の規定による承認」と、「別紙様式第十六号の五により作成した保証委託契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の六により作成した保証委託契約変更承認申請書」とあるのは「別紙様式第十六号の九により作成した責任保険契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の十により作成した責任保険契約変更承認申請書」と、同条第四項中「別紙様式第十六号の七により作成し

（新設）



た保証委託契約解除届出書」とあるのは、「別紙様式第十六号の十一により作成した責任保険契約解除届出書」と、「別紙様式第十六号の八により作成した保証委託契約変更届出書」とあるのは「別紙様式第十六号の十二により作成した責任保険契約変更届出書」と読み替えるものとする。

（責任保険契約の締結に係る承認の申請等）

第二百十一条の十六 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の六第一項の規定による承認（以下この条において「承認」という。）を受けようとするときは、当該承認に係る責任保険契約により供託金の一部を供託しないこととしようとする日の一月前までに、別紙様式第十六号の十三により作成した責任保険契約承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、承認の申請があつたときは、当該承認の申請をした少額短期保険業者が締結する責任保険契約の内容が令第三十八条の八第一項各号に掲げる要件に適合するものであるかどうかを審査するものとする。

3 少額短期保険業者は、責任保険契約を締結したときは、別紙様式第十六号の十四により作成した責任保険契約締結届出書に契約書の写し及び別紙様式第十六号の三により作成した供託金等内訳書を添付して金融庁長官等に提出するとともに、契約書正本を提示しなければならぬ。

（新設）

(少額短期保険業者責任保険契約の内容)

第二百一十一条の十七 令第三十八条の八第一項第四号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 責任保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

二 責任保険契約の保険期間の満了後における五年を下らない一定の期間の期間延長特約（責任保険契約の保険期間中に生じた一定の事由による損失が、当該保険期間の満了後も延長しててん補される特約をいう。）が付されていること。

三 責任保険契約の保険期間開始前三年を下らない一定の期間の先行行為担保特約（責任保険契約の開始前の一定の期間中に生じた一定の事由による損失がてん補される特約をいう。）が付されていること。

(新設)

第二百一十一条の十八 少額短期保険業者が法第二百七十二條の六第二

項の規定により供託する供託金は、第二百一十一条の十三に掲げる有価証券をもってこれに充てることができる。

(新設)

2 第二百一十一条の十四の規定は、前項の規定により有価証券を供託金に充てる場合における当該有価証券の価額について準用する。

(変更等の届出)

第二百一十一条の十九 法第二百七十二條の七第一項の規定により届出

を行う少額短期保険業者は、別紙様式第十六号の十五により作成した登録事項変更届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

2 金融庁長官等は、少額短期保険業者からその登録をした財務局長又は福岡財務支局長の管轄する区域を超えて本店又は主たる事務所の位置を変更したことの届出書を受理した場合においては、当該届出書及び少額短期保険業者登録簿のうち当該少額短期保険業者に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に送付するものとする。

3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長は、当該少額短期保険業者を少額短期保険業者登録簿に登録するものとする。

(標識の掲示)

第二百十一条の二十 法第二百七十二条の八第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十六号の十六に定めるものとする。

(商号又は名称)

第二百十一条の二十一 法第二百七十二条の八第三項に規定する少額短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものは、少額短期保険とする。

(取締役等の兼職の承認の申請等)

第二百十一条の二十二 少額短期保険業者の常務に従事する取締役(委員会等設置会社等にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第二百七十二条の十第一項の規定による承認を受けようとする

(新設)

(新設)

(新設)

ときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 少額短期保険業者及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 少額短期保険業者と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該承認の申請に係る取締役が少額短期保険業者の常務に従事することに対し、当該承認の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

## 第二節 業務等

### (関連業務)

第二百一十一条の二十三 法第二百七十二条の十一第二項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

(新設)

(新設)

- 一 他の少額短期保険業者又は保険会社（外国保険業者を含む。以下この条及び次条において同じ。）の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行
  - イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等
  - ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務
  - ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査
  - ニ 保険募集を行う者の教育及び管理
- 二 他の少額短期保険業者又は保険会社の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）、損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、少額短期保険業者が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

（関連業務の承認申請）

第二百十一条の二十四 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十

- 一 第二項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官等に提出しなければならない。
  - 一 商号又は名称
  - 二 登録年月日及び登録番号
  - 三 承認を受けようとする業務の種類
  - 四 当該業務の開始予定年月日
- 二 前項の承認申請書には、次に掲げるものを記載した書類を添付しなければならない。
  - 一 当該業務の内容及び方法
  - 二 当該業務を所掌する組織及び人員配置

（新設）

三 当該業務の運営に関する社内規則

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該関連する業務を行うことが、当該承認の申請をした少額短期保険業者が少額短期保険業を適正かつ確実にを行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められること。

二 当該関連する業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該関連する業務の運営に係る体制等に照らし、当該承認の申請をした少額短期保険業者が当該関連する業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められること。

三 他の少額短期保険業者又は保険会社の業務の代理又は事務の代行を行う場合には、当該他の少額短期保険業者又は保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(金融機関への預金)

第二百十一条の二十五 法第二百七十二条の十二第一号に規定する内閣府令で定める銀行その他の金融機関への預金は、次に掲げる金融機関への預金（外貨建てのものを除く。）とする。

一 銀行

二 長期信用銀行

三 信用金庫及び信用金庫連合会

四 労働金庫及び労働金庫連合会

(新設)

五 農林中央金庫

六 商工組合中央金庫

七 信用協同組合及び信用協同組合連合会

八 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

九 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

（資産の運用に係る有価証券の種類）

第二百十一条の二十六 法第二百七十二号の十二第二号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

一 地方債

二 政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。）

三 証券取引法第二条第一項第三号に規定する債券（前号に掲げるものを除く。）

第二百十一条の二十七 法第二百七十二号の十二第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）

（新設）

（新設）

とする。

一 郵便貯金

二 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

（低発生率保険）

第二百十一条の二十八 令第三十八条の九第一項に規定する内閣府令で定める保険は、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険（自動車の運行に係るものを除く。）とする。

（業務運営に関する措置）

第二百十一条の二十九 少額短期保険業者は、法第二百七十二條の十三第二項において準用する第百條の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険契約者から保険期間の満了の日までに更新しない旨の申出がない限り更新される保険契約の保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、更新後の保険契約について、保険料の計算の方法、保険金額その他金融庁長官が定めるものについて見直す場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

二 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び法

（新設）

（新設）



第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約に該当しないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 少額短期保険業者は、保険期間が令第一条の五に定める期間以内であつて、保険金額が令第一条の六に定める金額以下の保険のみの引受けを行う者であること。

ロ 少額短期保険業者が一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、千万円（低発生率保険（令第三十八条の九第一項に定める保険をいう。次条において同じ。）を含むものがある場合には、二千万円）を超えてはならないこと。

ハ 少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと。

四 保険契約者に対して、前三号に定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得るための措置

五 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手續を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を

除く。)の身体状況の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営を確保するための措置

六 少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

七 前各号に定めるもののほか、保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者及び被保険者(保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。)に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

(保険金額の上限等に関する措置)

第二百十一条の三十 少額短期保険業者は、一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が千万円(当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうち低発生率保険を含むものがある場合には、二千万円(当該一の被保険者当たりの低発生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ千万円以下である場合に限る。))を超えないための適切な措置を講じなければならない。

2 少額短期保険業者は、一の保険契約者に係る被保険者の総数が百人を超えないための適切な措置及び一の被保険者当たりの令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号(当該一の被保険者について引き受けるすべての保険の

(新設)

うちに低発生率保険を含むものがある場合にあつては、同条第六号を除く。）に定める金額を超えないための適切な措置を講じなければならぬ。

（社債と保険契約との誤認防止）

第二百十一条の三十一 少額短期保険業者は、社債を発行する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険契約ではないことその他保険契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項（次項において「参考事項」という。）を、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により説明を行うための措置

二 その営業所又は事務所において、特定の窓口において取り扱うとともに、参考事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に提示するための措置

（業務運営に関する措置に関する規定の準用等）

第二百十一条の三十二 第五十三条の三から第五十三条の六まで、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十四条（第一号を除く。）、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は、少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条の四中「（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。」とあるのは「令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険

（新設）

（新設）

業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十二において準用する第五十三条の五及び第五十三条の六において同じ。」と、第五十三条の七中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは、「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十二において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号と、「第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十条」とあるのは「第二百十一条の三十二において準用する第五十条」と読み替えるものとする。

（少額短期保険業者の子会社の範囲等）

第二百十一条の三十三 法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 二 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

（新設）

- 三 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 四 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- 五 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務
- 六 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 七 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
- 八 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- 九 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- 十 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）
- 十一 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務
- 十二 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第十四号に該当するものを除く。）
- 十三 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務
- 十四 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理

- し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務
- 十五 少額短期保険業者又は保険会社（外国保険業者を含む。）の保険業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行
- 十六 保険募集
- 十七 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務
- 十八 保険募集を行う者の教育を行う業務
- 十九 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務
- 二十 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務
- 二十一 主として少額短期保険持株会社（法第二百七十二条の三七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。以下同じ。）  
、少額短期保険子会社対象会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）  
を行う業務及び計算受託業務
- 二十二 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務
- 二十三 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務
- 二十四 主として少額短期保険持株会社又は少額短期保険子会社対象会社の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

2 前項第一号から第十四号まで及び第二十五号（前項第一号から第十四号までに掲げる業務に附帯する業務に限る。）に掲げる業務を営む会社においては、各事業年度におけるそれぞれの業務について、次の各号に掲げる者（前項第一号から第三号まで及び第十一号に掲げる業務については、次の各号に掲げる者の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合は、百分の五十を下回ってはならず、かつ、第一号に掲げる者からの収入がなければならぬ。

一 当該少額短期保険業者  
二 前号に掲げる者の子会社

3 第一項第十五号に掲げる業務を営む会社は、当該業務並びに同項第十六号から第二十二号まで及び第二十四号に掲げる業務並びにそれらに附帯する業務のほか他の業務を営まない場合に限り、少額短期保険子会社対象会社とする。

（少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることについての承認の申請等）

第二百十一条の三十四 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十四第二項に規定する承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該少額短期保険業者に関する次に掲げる書類

（新設）

- 
- イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- ロ 当該承認後における収支の見込みを記載した書類
- ハ 株式交換により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類
- (1) 株主総会の議事録（商法第三百五十八条第一項（簡易な株式交換手続の要件）の規定により株式交換契約書について株主総会の承認を得ないで株式交換を行う場合にあつては、取締役会の議事録）
- (2) 株式交換契約書
- (3) 株式交換費用を記載した書類
- 三 当該少額短期保険業者及びその子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号において同じ。）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 四 当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社に関する次に掲げる書類
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
- ロ 業務の内容を記載した書類
- ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
-



- 
- 二 役員 の 役 職 名 及 び 氏 名 を 記 載 し た 書 類
  - 五 当 該 承 認 に 係 る 少 額 短 期 保 險 子 会 社 対 象 会 社 を 子 会 社 と す る こ と に よ り、 当 該 少 額 短 期 保 險 業 者 又 は そ の 子 会 社 が 国 内 の 会 社 の 議 決 権 を 合 算 し て そ の 基 準 議 決 権 数 ( 法 第 百 七 条 第 一 項 に 規 定 す る 基 準 議 決 権 数 を い う。 ) を 超 え て 保 有 す る こ と と な る 場 合 に は、 当 該 国 内 の 会 社 の 名 称 及 び 業 務 の 内 容 を 記 載 し た 書 類
  - 六 そ の 他 次 項 に 規 定 す る 審 査 を す る た め 参 考 と な る べ き 事 項 を 記 載 し た 書 類
- 2 | 金 融 庁 長 官 等 は、 前 項 の 規 定 に よ る 承 認 の 申 請 が あ っ た と き は、 次 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る か ど う か を 審 査 す る も の と す る。
- 一 当 該 申 請 を し た 少 額 短 期 保 險 業 者 ( 以 下 こ の 項 に お い て 「 申 請 少 額 短 期 保 險 業 者 」 と い う。 ) の 資 本 の 額 又 は 基 金 の 総 額 が 当 該 申 請 に 係 る 少 額 短 期 保 險 子 会 社 対 象 会 社 の 議 決 権 を 取 得 し、 又 は 保 有 す る に 足 り る 十 分 な 額 で あ る こ と。
  - 二 申 請 少 額 短 期 保 險 業 者 の 最 近 に お け る 業 務、 財 産 及 び 損 益 の 状 況 が 良 好 で あ る こ と。
  - 三 申 請 少 額 短 期 保 險 業 者 が 少 額 短 期 保 險 子 会 社 対 象 会 社 の 業 務 の 健 全 か つ 適 切 な 遂 行 を 確 保 す る た め の 措 置 を 講 ず る こ と が で き る こ と。
  - 四 当 該 承 認 に 係 る 少 額 短 期 保 險 子 会 社 対 象 会 社 が そ の 業 務 を 的 確 か つ 公 正 に 遂 行 す る こ と が で き る こ と。
-

(業務報告書等)

第二百十一条の三十五 法第二百七十二条の十六第一項に規定する業務報告書は、少額短期保険業者である株式会社にあつては、営業報告書、附属明細書、株主総会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、少額短期保険業者である相互会社にあつては、事業報告書、附属明細書、社員総会又は総代会に関する事項等に関する書面、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、基金の償却に関する書面、基金利息の支払に関する書面、剰余金処分又は損失処理に関する書面、有価証券等に関する書面及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十六号の十七により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

2 法第二百七十二条の十六第二項に規定する中間業務報告書は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、特定少額短期保険業者（法第二百七十二条の十六第二項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この章において同じ。）である株式会社にあつては、中間営業報告書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面、特定少額短期保険業者である相互会社にあつては、中間事業報告書、中間貸借対照表

(新設)

、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十六号の十八により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

3 法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第一百条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この条及び第二百十一条の三十七において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 当該特定少額短期保険業者の子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この章において同じ。）

二 当該特定少額短期保険業者の関連法人等（令第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。以下この章において同じ。）

4 第五十九条第四項及び第五項の規定は、法第二百七十二条の十六第三項において準用する法第一百条第二項に規定する中間業務報告書又は業務報告書の提出について、第五十九条第六項及び第七項の規定は、少額短期保険業者が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「別紙様式第十一号の七」とあるのは「別紙様式第十六号の十九」と、同条第五項中「別紙様式第十二号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の二十」と、同条第六項中「第一項、第二項、第四項又は第五項」とあるのは「二百十一条の三十五第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第五十九条第四項若しくは第五項」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官（令第四十七条の

二の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長。次項において同じ。  
）と読み替えるものとする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二百十一条の三十六 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第二百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一 少額短期保険業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロ 株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

（1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

（2）各株主の持株数

（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ハ 相互会社にあつては、基金拠出額の多い順に五以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項

（1）氏名（基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称）

（2）各基金拠出者の基金拠出額

（新設）

- 
- (3) 基金の総額に占める各基金拠出額の割合
  - 二 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）の氏名並びに役職名
  - 三 少額短期保険業者の主要な業務の内容
  - イ 少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項
  - ロ 直近の事業年度における業務の概況
  - として次に掲げる事項
  - (1) 経常収益
  - (2) 経常利益又は経常損失
  - (3) 当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては、当期純剰余又は当期純損失）
  - (4) 資本金及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額）
  - (5) 純資産額（法第二百七十二条の四第一項第三号の純資産額をいう。）
  - (6) 総資産額
  - (7) 責任準備金残高
  - (8) 有価証券残高
  - (9) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。）
-

- 
- (10) 配当性向（株式会社である少額短期保険業者に限る。）
- (11) 相互会社にあつては、第二十七条の規定により計算した額に占める第二十八条第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合
- (12) 従業員数
- (13) 正味収入保険料の額
- ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項
- ニ 責任準備金の残高として別表に掲げる事項
- 四 少額短期保険業者の運営に関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の体制
- ロ 法令遵守の体制
- 五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び利益処分又は損失処理に関する書面（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面）
- ロ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百三十条各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）
- ハ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
-

(1) 有価証券

(2) 金銭の信託

二 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について商法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ホ 少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書）について証券取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、少額短期保険業者の営業所又は事務所（本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所を除く。）とする。

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定少額短期保険業者及びその子会社等（法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第二項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ 特定少額短期保険業者及びその子会社等の主要な事業の内容

（新設）

及び組織の構成	ロ 特定少額短期保険業者の子会社等に関する次に掲げる事項
	(1) 名称
	(2) 主たる営業所又は事務所の所在地
	(3) 資本金又は出資金
	(4) 事業の内容
	(5) 設立年月日
	(6) 特定少額短期保険業者が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
	(7) 特定少額短期保険業者の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
二 特定少額短期保険業者及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
	イ 直近の事業年度における事業の概況
	ロ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
	(1) 経常収益
	(2) 経常利益又は経常損失
	(3) 当期純利益又は当期純損失（特定少額短期保険業者が相互会社である場合には、当期純剰余又は当期純損失）
	(4) 総資産額
三 特定少額短期保険業者及びその子会社等の直近の二連結会計年	



度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結剰余金計算書

ロ 特定少額短期保険業者の子会社等である少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十二條の二十八において準用する法第三百三十條各号に掲げる額を含む。）

ハ 特定少額短期保険業者及びその子法人等が二以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ニ 特定少額短期保険業者が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第九十三條の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 法第二百七十二條の十七において準用する法第一百一十條第二項に規定する内閣府令で定める場所は、前条第二項に規定する場所とする。

第二百十一條の三十八 第五十九條の四の規定は、法第二百七十二條の十七において準用する法第一百一十條第一項及び第二項の規定により作成した説明書類について準用する。この場合において、第五十

（新設）

九条の四第二項及び第三項中「金融庁長官」とあるのは、「金融庁長官（当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と読み替えるものとする。

（創立費の償却）

第二百一十一条の三十九 法第二百七十二条の十八において準用する法  
第一百十三条に規定する内閣府令で定める金額は、第六十一条の二に  
規定する金額とする。

（契約者配当の計算方法）

第二百一十一条の四十 少額短期保険業者である株式会社が契約者配当  
を行う場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契  
約者配当の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの  
方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

一 保険契約者が支払った保険料及び保険料として收受した金銭を  
運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他  
の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に  
応じて分配する方法

二 契約者配当の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、  
それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金  
額に応じて計算し、その合計額を分配する方法

三 その他前二号に掲げる方法に準ずる方法

（新設）

（新設）

(契約者配当準備金)

第二百十一条の四十一 少額短期保険業者である株式会社が契約者配当に充てるため積み立てる準備金は、契約者配当準備金とする。

(新設)

2 少額短期保険業者である株式会社は、前項の契約者配当準備金に、次に掲げるものの合計額を超えて繰り入れてはならない。

一 未払配当（契約者に分配された配当で支払われていないものという。）の額（決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む。）

二 翌期に分配する予定の配当の額に百分の五を乗じて得た額

(価格変動準備金対象資産)

第二百十一条の四十二 法第二百七十二条の十八において準用する法

(新設)

第一百五条第一項に規定する内閣府令で定める資産は、国債、第二百十一条の二十六各号に掲げる有価証券及び子会社株式とする。ただし、財務諸表等規則第八条第二十項に規定するものは、除くことができる。

(価格変動準備金の計算)

第二百十一条の四十三 少額短期保険業者は、毎決算期において保有

(新設)

する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を法第二百七十二条の十八において準用する

法第百十五條第一項の価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、法第百七十二條の十八において準用する法第百十五條第一項の価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

対象資産	積立基準	積立限度
国債及び第百十一條の二十六各号に掲げる有価証券	千分の〇・二	千分の五
子会社株式	千分の一・五	千分の五十

(価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等)

第百十一條の四十四 少額短期保険業者は、法第百七十二條の十八において準用する法第百十五條第一項ただし書又は同條第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前までに、認可申請書に商法第百八十一條第一項第一号、第二号及び第四号（計算書類及びその附属明細書の作成）（法第五十九條第一項において準用する場合を含む。）若しくは商法特例法第二十一條の二十六第一項第一号、第二号及び第四号（計算書類の作成等）（法第五十二條の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる書類又はこれに準ずる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請をした少額短期保険業者の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(少額短期保険業者の責任準備金)

第二百十一条の四十五 少額短期保険業者は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を法第二百七十二條の二第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、並びに金融庁長官が定めるところにより計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一 普通責任準備金 次に掲げる金額のうちいずれか大きい金額

イ 未経過保険料の金額（収入保険料を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額）

ロ 当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金（法第二百七十二條の十八で準用する法第一百七七條第一項の支払備金をいう。以下この章において同じ。）（次条に規定するまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等を除く。）

）及び当該事業年度の事業費を控除した金額

二 異常危険準備金 保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額

(新設)

三 契約者配当準備金等 第二百十一条の四十一第一項の契約者配当準備金の額及びこれに準ずるもの

2 前項第二号の異常危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、少額短期保険業者の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

(支払義務が発生したものに準ずる保険金等)

第二百十一条の四十六 法第二百七十二の十八において準用する法第百十七条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、保険金等であつて、少額短期保険業者が、毎決算期において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認めるものとする。

(保険計理人の関与事項)

第二百十一条の四十七 法第二百七十二の十八において準用する法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

- 一 保険料の算出方法
- 二 責任準備金の算出方法
- 三 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に係る算出方法
- 四 支払備金の算出
- 五 その他保険計理人がその職務を行うに際し必要な事項

(新設)

(新設)

(保険計理人の要件に該当する者)

第二百一十一条の四十八 法第二百七十二條の十八において準用する法  
第二百二十條第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は  
、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- 一 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数  
理に関する業務に三年以上従事した者
- 二 社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち五科  
目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する  
業務に五年以上従事した者

(保険計理人の確認事項)

第二百一十一条の四十九 法第二百七十二條の十八において準用する法  
第二百一十一條第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、将  
来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険  
業の継続が困難であるかどうかとする。

(保険計理人の確認業務)

第二百一十一条の五十 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる  
基準その他金融庁長官が定める基準により、法第二百七十二條の十  
八において準用する法第二百一十一條第一項各号に掲げる事項につい  
て確認しなければならない。

- 一 責任準備金が第二百一十一條の四十五に規定するところにより適  
正に積み立てられていること。

(新設)

(新設)

(新設)

二 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が第二百十一条の四十又は第二十五条に規定するところにより適正に行われていること。

三 将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額に照らして、少額短期保険業の継続の観点から適正な水準に満たないと見込まれること。

(経理に関する規定の準用)

第二百十一条の五十一 第七十一条第一項の規定は少額短期保険業者が保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条第一項及び第三項の規定は少額短期保険業者が毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は少額短期保険業者の保険計理人について、第八十二条の規定は少額短期保険業者の保険計理人が当該少額短期保険業者の取締役会に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第七十三条第一項中「前条」とあるのは「第二百十一条の四十六」と、第七十九条第一項及び第二項並びに第八十二条第二項中「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と読み替えるものとする。

第四節 監督

(事業方法書等に定めた事項の変更の届出)

(新設)

(新設)



第二百十一条の五十二 法第二百七十二條の十九第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第十六号の二十一により作成した事業方法書等変更届出書を金融庁長官等に提出しなければならぬ。

(新設)

(保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項の変更に係る保険計理人の意見書)

第二百十一条の五十三 法第二百七十二條の十九第二項に規定する意

(新設)

見書は、保険計理人が、あらかじめ、次に掲げる基準により、変更しようとする法第二百七十二條の二第二項第四号に掲げる書類に定めた保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められるかどうかについて確認し、その結果に基づき作成しなければならない。

一 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

二 その他金融庁長官が定める基準

2 少額短期保険業者は、法第二百七十二條の十九第二項の規定により意見書を提出するときは、前項各号に掲げる事項の確認の方法その他確認の基礎とした事項を記載した書類を添付しなければならぬ。

(届出事項等)

第二百十一条の五十四 法第二百七十二條の二十一第一項第六号に規

(新設)

- 定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 少額短期保険業者である株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
  - 二 少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に従事する取締役又は監査役（委員会等設置会社にあつては代表取締役、執行役又は商法特例法第二十一条の八第七項（委員会の権限等）に規定する監査委員、委員会等設置相互会社にあつては代表取締役、執行役又は法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員）の就任又は退任があつた場合
  - 三 少額短期保険業者を子会社とする者に変更があつた場合
  - 四 その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百七十二条の二十一第一項第二号の規定により子会社でなくなつたことについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）
  - 五 第二百十一条の三十五第三項各号に掲げる者に該当する者（次号及び第八号において特殊関係者という。）を新たに有することとなつた場合
  - 六 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合
  - 七 少額短期保険業者の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合
  - 八 第二百十一条の四十五第一項第二号に規定する異常危険準備金

について同条第二項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

九 少額短期保険業者が第二百十一条の四十五第一項の規定により責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならぬ場合として金融庁長官が定める場合

十 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める社債に該当するものをいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

十一 劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

十二 少額短期保険業者が法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

十三 商法第二百十条第一項に規定する定時総会の決議又は同法第

- 二百十一条ノ三第一項に規定する取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合（同項第一号に掲げる場合を除く。）
- 十四 少額短期保険業者又はその子会社（第五項において「少額短期保険業者等」という。）において不祥事件が発生したことを知った場合
- 2 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の二十一第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 3 第一項第八号に該当するときの届出は、定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号（計算書類及びその附属明細書の作成）（法第五十九条第一項において準用する場合を含む。）又は商法特例法第二十一条の二十六第一項第一号、第二号及び第四号（計算書類の作成等）（法第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。）に掲げる書類を添付して行うものとする。
- 4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。
- 一 少額短期保険業者の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背

任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為

三 法第三百条の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

五 その他少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

5 第一項第十四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を少額短期保険業者が知った日から三十日以内に行わなければならない。

（保険会社がその経営を支配している法人）

第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該少額短期保険業者の子法人等のうち子会社以外のものとする。

（支払義務が発生したものに準ずる保険金等）

第二百十一条の五十六 法第二百七十二条の二十四第一項第一号に規定する保険金その他の給付金に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、第二百十一条の四十六に規定する保険金等とする。

（新設）

（新設）

(保険金等割合を算出する際の保険料)

第二百十一条の五十七 法第二百七十二条の二十四第一項第一号に規定する当該保険契約により收受した保険料として内閣府令で定めるものは、当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料とし、分割払いの保険契約及び保険期間が一年を超える保険契約にあつては、一年間当たりの額に換算した額の保険料とする。

(新設)

(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等)

第二百十一条の五十八 法第二百七十二条の二十八において準用する法第二百三十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

(新設)

- 一 資本の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額(少額短期保険業者である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)、その他有価証券評価差額金並びに法第七十七条第四項、第九十二条の二第六項及び第二百七十二条の十八において準用する第百十三条前段の規定並びに商法施行規則第三十七条から第四十条まで(研究費及び開発費、新株発行費等、社債発行費並びに社債発行差金)の規定又は第三十二条の十から第三十二条の十三までの規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

二 法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項

の価格変動準備金の額

三 第二百十一条の四十五第一項第二号の異常危険準備金の額

四 一般貸倒引当金の額

五 少額短期保険業者が有するその他有価証券については、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

六 少額短期保険業者が有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

2 前項第六号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第二百十一条の五十九 法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 資産運用リスクに対応する額として次のイからニまでに掲げる額の合計額

(新設)

イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ 子会社リスク（子会社への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ イからハまでのリスクに準ずるものとして金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 経営管理リスクに対応する額として、前二号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

#### 第五節 保険契約の包括移転等

（保険契約の移転に係る備置書類）

第二百十一条の六十 法第二百七十二条の二十九において準用する法第二百三十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約に係る契約書

二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第三項に規定する移転会社（以下この節において「移転会社」という。）及び同条第一項に規定する移転先会社（以下この節において「移転先会社」という。）の貸借対照表（移転先会社が外国保

（新設）

（新設）



險会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表)

(保険契約の移転に係る公告事項)

第二百十一条の六十一 法第二百七十二条の二十九において準用する  
法第百三十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、移転先  
会社の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は日本におけ  
る主たる店舗の所在地とする。

(保険契約に係る債権の額)

第二百十一条の六十二 法第二百七十二条の二十九において準用する  
法第百三十七条第四項(法第二百五十一条第二項の規定により読み  
替えて適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める金額は  
、未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、法第二百七十二  
条の二十九において準用する法第百三十七条第一項の公告の時に  
いて、まだ経過していない期間をいう。)に対応する保険料の金額  
とする。

(保険契約の移転の認可の申請)

第二百十一条の六十三 法第二百七十二条の二十九において準用する  
法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、法第二百七十二  
条の二十九において準用する法第百三十七条第二項の期間経過後一  
月以内に、移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長  
官等に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(第十号に掲げる書類に

(新設)

(新設)

(新設)

については、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限る。

）を添付しなければならない。

一 理由書

二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約に係る契約書

三 移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

四 移転会社及び移転先会社の貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）

五 移転会社の財産目録

六 移転会社を保険者とする保険契約について、移転するものとされる保険契約（以下この項及び第二百十一条の六十五において「移転対象契約」という。）及び移転対象契約以外の保険契約の區別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七 移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面

八 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面

九 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約とする。次号において同じ。）について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金

額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、法第百九十九条において準用する法第百十六条第一項の責任準備金）の額を記載した書面

十 移転対象契約及び移転先会社を保険者とする保険契約について、同一の保険契約者又は被保険者がある場合には、当該保険契約者又は被保険者ごとのすべての保険契約の保険金額の合計額及びすべての保険契約に係る令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額を記載した書面

十一 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

十三 法第二百五十条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

十四 その他法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（保険契約の移転後の公告事項）

第二百十一条の六十四 法第二百七十二条の二十九において準用する

（新設）

法第四百四十条第一項前段に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項から第四項までに規定する手続の経過
- 二 移転先会社の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

(保険契約の移転の効力)

第二百十一条の六十五 保険契約の移転を受けたことにより、移転先会社の次の各号に掲げる書類に定めた事項を、移転会社の法第二百七十二条の第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項のうち移転対象契約に関する部分を付加した内容に変更しなければならぬ場合においては、法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十九条第一項の規定による認可を受けた時に、次の各号に定める認可を受け、又は変更があつたものとみなす。

- 一 法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類又は法第八十七条第三項第二号から第四号までに掲げる書類 法第二百二十三条第一項（法第二百七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による認可又は法第二百二十三条第二項の変更
- 二 法第二百七十二条の第二項第二号から第四号までに掲げる書類 法第二百七十二条の十九第一項の変更

(事業譲渡等の認可の申請)

(新設)

第二百一十一条の六十六 少額短期保険業者は、法第二百七十二條の三

十第一項において準用する法第四百二十二條の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 事業の譲渡又は譲受け（次項において「事業譲渡等」という。）に係る契約書

三 当事者である少額短期保険業者の株主総会等の議事録又は取締役会の議事録若しくは清算人会の議事録

四 当事者である少額短期保険業者の貸借対照表

五 譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

六 当該事業譲渡等を行った後の少額短期保険業者が子会社等（法第二百七十二條の十六第三項に規定する子会社等をいう。）を有する場合には、当該少額短期保険業者及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類

七 当該事業の譲渡により当該少額短期保険業者の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

八 当該事業の譲受けにより少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該少額短期保険子会社対象会社に関する第二百一十一条の二第二十一号に掲げる書類

九 商法第二百四十五条ノ五第三項（簡易な営業の譲受けの手續）の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面

（新設）

十 其他参考となるべき事項を記載した書類

2 少額短期保険業者又は少額短期保険業者及び保険会社を全部の当事者とする事業譲渡等の場合にあつては、前項の認可申請書は当事者である少額短期保険業者又は少額短期保険業者及び保険会社の連名で金融庁長官等に提出しなければならない。

3 少額短期保険業者及び保険会社（外国保険会社等を含む。）を当事者とする事業譲渡等の場合にあつては、第一項の認可申請書は、第九十四条第一項の認可申請書とあわせて金融庁長官に提出しなければならない。

（業務及び財産の管理を受託できない外国保険会社等）

第二百十一条の六十七 法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、法第百八十五条第一項の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所を設けている外国保険会社等とする。

（新設）

（業務及び財産の管理の委託の認可の申請）

第二百十一条の六十八 法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十五条第一項の規定による認可の申請は、委託会社（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第二項に規定する委託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び受託会社（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）の連名の認可申請書を金融庁長官等に提出

（新設）

しておこなわなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 管理委託契約（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十四条第一項の契約をいう。次条において同じ。）に係る契約書

三 委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

四 委託会社及び受託会社の貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）

五 管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

六 受託会社が委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面

七 その他法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十五条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（管理委託契約の変更又は解除の認可の申請）

第二百十一条の六十九 法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十九条第二項の規定による認可の申請は、委託会社及び受託会社の連名の認可申請書を金融庁長官等に提出して行わな

（新設）

ればならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 管理委託契約に定めた事項の変更の認可の申請をする場合においては、変更後の管理委託契約書

三 委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

四 委託会社及び受託会社の貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）

五 管理の委託をしている業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面

七 その他参考となるべき事項を記載した書類

#### 第六節 株主

##### 第一款 少額短期保険主要株主

（少額短期保険主要株主に係る承認を要しない事由）

第二百一十一条の七十 法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（新設）

（新設）

（新設）



- 
- 一 担保権の実行による株式の取得
  - 二 代物弁済の受領による株式の取得
  - 三 当該少額短期保険業者の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該少額短期保険業者の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）
  - 四 当該少額短期保険業者が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該少額短期保険業者の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）
  - 五 当該少額短期保険業者が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
  - 六 当該少額短期保険業者が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
  - 七 当該少額短期保険業者が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
  - 八 元本補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有
- 2 前項の規定は、令第三十八条の十二第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。
- （少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る
-

承認申請書の提出等)

第二百十一條の七十一 法第二百七十二條の三十二第一項の規定による承認申請書を提出すべき者は、別紙様式第十六號の二十二により当該承認申請書を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 法第二百七十二條の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書

面は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に掲げる書面とする。

一 法第二百七十二條の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）である場合

イ 理由書

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

(1) 定款

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

(4) その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

(新設)

- 
- 二|
- (5) 当該承認に係る法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この号において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録
- (6) 主たる事務所の位置を記載した書類
- (7) 業務の内容を記載した書類
- (8) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- (9) 当該少額短期保険業者の議決権の保有に係る体制を記載した書類
- (10) その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数及び当該承認後に取得又は保有しようとする当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書類
- (11) その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類
- ハ 当該承認後に当該少額短期保険業者との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針（当該関係が当該少額短期保険業者の業務の運営に影響を与える可能性がある場合にあつては、当該少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。第三号において同じ。）
- 法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為に
-

より一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合

イ 前号イ及びハに掲げる書類

ロ 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書類

ハ その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数及び当該承認後に取得又は保有しようとする当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書類

ニ 当該者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする場合

イ 理由書

ロ 当該承認を受けて設立される会社その他の法人（以下このロにおいて「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

(1) 定款

(2) 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

(3) その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、

- 
- その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容並びにその保有する議決権の数を記載した書類
- (4) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録（当該設立法人が商法第三百七十四条ノ六第一項（簡易な新設分割手続の要件）の規定により分割計画書について株主総会の承認を得ないで設立される場合には、これに関する取締役会の議事録））
- (5) 主たる事務所の位置を記載した書類
- (6) 業務の内容を記載した書類
- (7) 資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類
- (8) 当該少額短期保険業者の議決権の保有に係る体制を記載した書類
- (9) その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数及び当該承認後に取得又は保有しようとする当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書類
- (10) その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類
- ハ 当該設立後に当該少額短期保険業者との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針
-

(特定少額短期主要株主に係る承認の申請)

第二百一十一条の七十二 特定少額短期主要株主（法第二百七十二条の

三十一第二項に規定する特定少額短期主要株主をいう。）は、同項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して財務局長等に提出しなければならない。

一 理由書

二 前条第二項第一号ロ(3)、(4)、(6)から(9)まで及び(11)並びに同号ハに掲げる書類

三 その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書類

#### 第二款 少額短期保険持株会社

(少額短期保険業者持株会社に係る承認を要しない事由)

第二百一十一条の七十三 法第二百七十二条の三十五第一項第一号に規

定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 担保権の実行による株式の取得

二 代物弁済の受領による株式の取得

三 証券会社が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四 当該少額短期保険業者の商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該少額短期保険業者の議決

(新設)

(新設)

(新設)

権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 当該少額短期保険業者が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加(当該少額短期保険業者の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。)

六 当該少額短期保険業者が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七 当該少額短期保険業者が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

八 当該少額短期保険業者が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

2 前項の規定は、令第三十八条の十三第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

(少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等)

第二百十一条の七十四 法第二百七十二条の三十六第一項の規定による承認申請書を提出すべき者は、別紙様式第十六号の二十三により当該申請書を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に同じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為に

(新設)

- より少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする場  
合
- イ 理由書
- ロ 当該会社に関する次に掲げる書類
- (1) 会社の登記事項証明書
- (2) 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書
- (3) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面
- (4) 当該承認に係る法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録
- (5) 主たる事務所の所在地を記載した書類
- (6) 業務の内容を記載した書類
- (7) 最終の利益の処分又は損失の処理に関する書面その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面（貸借対照表及び損益計算書を除く。）
- (8) 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類
- (9) 少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の状態を記載した書類
- ハ 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類
- (1) 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載



- 
- した書類
- (2) 役員 の 役 職 名 及 び 氏 名 を 記 載 し た 書 類
- (3) ロ (6) 及 び (7) に 掲 げ る 書 類 並 び に 最 終 の 貸 借 対 照 表 及 び 損 益 計 算 書
- 二 少 額 短 期 保 険 業 者 を 子 会 社 と す る 持 株 会 社 を 設 立 し よ う と す る 場 合
- イ 理 由 書
- ロ 当 該 承 認 を 受 け て 設 立 さ れ る 会 社 ( 以 下 こ の 号 に お い て 「 設 立 会 社 」 と い う 。 ) に 関 す る 次 に 掲 げ る 書 類
- (1) 取 締 役 及 び 監 査 役 ( 委 員 会 等 設 置 会 社 に あ っ て は 、 取 締 役 及 び 執 行 役 ) の 履 歴 書
- (2) 主 要 な 株 主 の 商 号 、 名 称 又 は 氏 名 及 び そ の 保 有 す る 議 決 権 の 数 を 記 載 し た 書 面
- (3) 当 該 設 立 が 創 立 総 会 の 決 議 を 要 す る も の で あ る 場 合 に は 、 こ れ に 関 す る 創 立 総 会 の 議 事 録 ( 当 該 設 立 会 社 が 株 式 移 転 、 合 併 又 は 分 割 に よ り 設 立 さ れ る 場 合 に あ っ て は 、 こ れ に 関 す る 株 主 総 会 の 議 事 録 ( 当 該 設 立 会 社 が 商 法 第 三 百 七 十 四 条 ノ 六 第 一 項 ( 簡 易 な 新 設 分 割 手 続 の 要 件 ) の 規 定 に よ り 分 割 計 画 書 に つ い て 株 主 総 会 の 承 認 を 得 な い で 設 立 さ れ る 場 合 に は 、 こ れ に 関 す る 取 締 役 会 の 議 事 録 ) )
- (4) 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 を 記 載 し た 書 類
- (5) 業 務 の 内 容 を 記 載 し た 書 類
- (6) 資 本 の 額 そ の 他 の 当 該 設 立 後 に お け る 財 産 の 状 況 を 知 る こ と が で き る 書 類
-

<p>(7) 当該設立会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類</p>	<p>(8) 少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の状態を記載した書類</p>	<p>ハ 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類</p>	<p>(1) 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類</p>	<p>(2) 役員の役職名及び氏名を記載した書類</p>	<p>(3) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面</p> <p>(4) ロ(5)に掲げる書類</p>	<p>(特定少額短期持株会社に係る届出事項等)</p> <p>第二百十一条の七十五 法第二百七十二条の三十五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社になった旨</p> <p>二 当該会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社になった事由及びその時期</p> <p>三 当該会社及びその子会社の商号又は名称及び業務の内容</p>	<p>2 特定少額短期持株会社（法第二百七十二条の三十五第二項に規定する特定少額短期持株会社をいう。以下この条及び次条において同</p>
--	---	--------------------------------	---	------------------------------	--	---	--

(新設)

- 
- じ。）は、同項の規定による届出（特定少額短期持株会社が少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社（少額短期保険業者を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、令第三十八条の十五の規定による届出）をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して財務局長等に提出しなければならない。
- 一 定款
  - 二 会社の登記事項証明書
  - 三 当該特定少額短期持株会社及びその子会社の最終の貸借対照表
  - 3 特定少額短期持株会社が少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社は、令第三十八条の十五ただし書の規定による届出の期限の延長の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して財務局長等に提出しなければならない。
  - 4 財務局長等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国の持株会社が令第三十八条の十五ただし書の規定による届出の期限の延長をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
  - 5 特定少額短期持株会社は、法第二百七十二条の三十五第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して財務局長等に提出しなければならない。
    - 一 理由書
    - 二 当該特定少額短期持株会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなった時期を記載した書類
-

三 当該特定少額短期持株会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなるために講じた措置又は少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなった事由を記載した書類

(特定少額短期持株会社に係る承認の申請)

第二百十一条の七十六 特定少額短期持株会社は、法第二百七十二條の三十五第三項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して財務局長等に提出しなければならない。

一 理由書

二 第二百十一条の七十四第二項第一号ロ(2)、(3)及び(5)から(9)まで並びに同号ハに掲げる書類

(少額短期保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十一条の七十七 法第二百七十二條の三十九第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、第二百十一条の三十三第一項各号に掲げる業務とする。

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十一条の七十八 法第二百七十二條の三十九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一 商号又は名称

二 資本の額

(新設)

(新設)

(新設)

- 
- 三 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名
  - 四 主たる営業所又は事務所の所在地
  - 五 業務の内容
- 2 法第二百七十二条の三十九第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 理由書
  - 二 当該少額短期保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類
    - イ 当該少額短期保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
    - ロ 株式交換により子会社となる場合には、次に掲げる書類
      - (1) 株主総会の議事録
      - (2) 株式交換契約書
      - (3) 株式交換費用を記載した書類
  - 三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
- 3 前二項の規定は、法第二百七十二条の三十九第四項ただし書の規定による承認について準用する。
- （少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の例外）
-

第二百一十一条の七十九 法第二百七十二条の三十九第四項に規定する

内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 少額短期保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

二 少額短期保険持株会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

三 少額短期保険持株会社又はその子会社が所有する商法第二百一十条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該少額短期保険持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 少額短期保険持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該少額短期保険持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

五 少額短期保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

六 少額短期保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

七 少額短期保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

（少額短期保険持株会社に係る業務報告書等）

第二百一十一条の八十 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書は

（新設）

（新設）

、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の業務及び財産の状況について、中間営業概況書、中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第十六号の二十四により作成し、当該期間経過後三月以内（外国所在少額短期保険持株会社（少額短期保険業者を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十二条の三十五第一項の承認を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の承認を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、当該期間経過後六月以内）に金融庁長官に提出しなければならない。

2 | 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十六号の二十五により作成し、営業年度終了後四月以内（外国所在少額短期保険持株会社にあつては、営業年度終了後六月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

3 | 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この款において「子会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 | 当該少額短期保険持株会社の子法人等

二 | 当該少額短期保険持株会社の関連法人等

4 | 少額短期保険持株会社は、やむを得ない理由により第一項又は第二項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第四十七条の二の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合

にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長。以下この条及び第二百十一条の八十二において同じ。）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

5 少額短期保険持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなればならない。

6 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした少額短期保険持株会社が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二百十一条の八十一 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織（少額短期保険持株会社の子会社等（法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十

五第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）

ロ 資本金及び発行済株式の総数

ハ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各株主の持株数

（新設）



- 
- (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合
  - 二 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名
  - 二 少額短期保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
    - イ 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
    - ロ 少額短期保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項
      - (1) 名称
      - (2) 主たる営業所又は事業所の所在地
      - (3) 資本金又は出資金
      - (4) 事業の内容
      - (5) 設立年月日
      - (6) 少額短期保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
      - (7) 少額短期保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合
  - 三 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
    - イ 直近の営業又は事業年度における営業又は事業の概況
    - ロ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
- (1) 経常収益
-

- 
- (2) 経常利益又は経常損失
  - (3) 当期純利益又は当期純損失
  - (4) 純資産額
  - (5) 総資産額
- 四 少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書
  - ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
    - (1) 破綻先債権に該当する貸付金
    - (2) 延滞債権に該当する貸付金
    - (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金
    - (4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金
  - ハ 少額短期保険持株会社の子会社等である少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百三十条各号に掲げる額を含む。）
  - ニ 少額短期保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）
  - ホ 少額短期保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合に
-

はその旨

2 前項の規定にかかわらず、外国所在少額短期保険持株会社は、当該外国所在少額短期保険持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所（外国に所在する営業所又は事務所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在少額短期保険持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在少額短期保険持株会社に関する営業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定める場所は、当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所（本店、支店及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

第二百十一条の八十二 少額短期保険持株会社は、法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類（外国所在少額短期保険持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）の縦覧を、当該少額短期保険持株

（新設）

会社の営業年度経過後五月以内（外国所在少額短期保険持株会社にあっては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 少額短期保険持株会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに説明書類等の縦覧を開始することができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 少額短期保険持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

4 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした少額短期保険持株会社が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（少額短期保険持株会社の営業報告書等の記載事項）

第二百十一条の八十三 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十六の規定による営業報告書は、別紙様式第十六号の二十六により作成しなければならない。

2 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十六の規定による附属明細書は、別紙様式第十六号の二十七により作成しなければならない。

（新設）

(少額短期保険持株会社がその経営を支配している法人)

第二百十一条の八十四 法第二百七十二條の四十第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該少額短期保険持株会社の子法人等のうち子会社以外のものとする。

### 第三款 雑則

(届出事項)

第二百十一条の八十五 法第二百七十二條の四十二第一項の規定による届出は、別紙様式第十六号の二十八により作成しなければならない。

2 法第二百七十二條の四十二第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

3 法第二百七十二條の四十二項の規定による届出は、別紙様式第十六号の二十九により作成しなければならない。

4 法第二百七十二條の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款(外国所在少額短期保険持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め)を変更した場合

二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

(新設)

(新設)

(新設)

- 三 少額短期保険持株会社を代表する取締役又は少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては代表執行役又は執行役、外国所在少額短期保険持株会社にあつては当該外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）の就任又は退任があつた場合
  - 四 事務所の設置、所在地の変更又は廃止をしようとする場合
  - 五 第二十一条の七十九各号に掲げる事由により他の会社（法第二百七十二条の四十二第二項第三号の規定により子会社とするこゝとについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合
  - 六 その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百七十二条の四十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）
  - 七 少額短期保険持株会社が商法第二百八十一条第一項（計算書類の作成）又は商法特例法第二十一条の二十六第一項（計算書類の作成等）の規定により作成する営業報告書及び附属明細書を定時総会に提出した場合
  - 八 少額短期保険持株会社が法第二百七十二条の四十第一項の規定により作成した書類について、当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者において縦覧を開始した場合
- 少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であつた会社を含む

む。)は、法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する営業報告書及び附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあつては同号に規定する書類)を添付して財務局長等に提出しなければならない。

(承認の効力に係る承認の申請)

第二百十一条の八十六 法第二百七十二条の三十一第一項の承認を受けた者は、法第二百七十二条の四十三において準用する法第二百七十一條の三十三第一項第一号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して財務局長等に提出しなければならない。

2 法第二百七十二条の三十五第一項の承認を受けた者は、法第二百七十二條の四十三において準用する法第二百七十一條の三十三第二項第一号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して財務局長等に提出しなければならない。

3 財務局長等は、前二項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法第二百七十二條の三十一第一項又は法第二百七十二條の三十五第一項の規定による承認を受けた日から六月以内に当該承認を受けた事項を実行することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に当該承認を受けた事項を実行することができ

(新設)

ると見込まれること。

三 当該承認の際に審査の基礎となつた事項について当該承認を受けた事項の実行が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百十二条 (略)

2 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる措置を講じていること。

イ その業務(保険募集に係るものを除く。)において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。次条第二項第一号、第二百十二条の四第二項第一号及び第二百十二条の五第二項第一号において同じ。)が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務(顧客が次項に規定する銀行等生命保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務を除く。)に利用されないことを確保するための措置

(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百十一条 (略)

2 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる措置を講じていること。

イ その業務(保険募集に係るものを除く。)において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。次条第二項第一号及び第二百十一条の三第二項第一号において同じ。)が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務(顧客が次項に規定する銀行等生命保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務を除く。)に利用されないことを確保するための措置



ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の生活、身体又は財産その他の事項に関する公表されていない情報で保険募集のために必要なもの（第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次条第二項第一号、第二百十二条の四第二項第一号及び第二百十二条の五第二項第一号において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく資金の貸付けその他の保険募集に係る業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置

## 二・三（略）

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第四号及び第五号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農業協同組合等（令第三十九条第七号に規定する農業協同組合並びに同条第八号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。）である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員（会員又は組合員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあつては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ

ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の生活、身体又は財産その他の事項に関する公表されていない情報で保険募集のために必要なもの（第五十三条の九に規定する情報及び第五十三条の十に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次条第二項第一号及び第二百十一条の三第二項第一号において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく資金の貸付けその他の保険募集に係る業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置

## 二・三（略）

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第四号及び第五号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農業協同組合等（令第三十八条第七号に規定する農業協同組合並びに同条第八号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。）である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員（会員又は組合員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあつては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章及び第二百三十四条第一項第十号において同じ

。 )である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等生命保険募集制限先」という。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第四号及び第五号に掲げるものに限り、既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新に係るものを除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ 当該銀行等が法人(国、地方公共団体及び銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条第十一項各号に掲げる法人その他の金融庁長官が定める法人を除く。以下この号、次項、次条第三項第一号、第二百二十二条の四第三項第一号、第二百二十二条の五第三項第一号及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。)又はその代表者に対し当該法人の事業に必要な資金の貸付け(手形の割引を含む。以下この章並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。)を行っている場合における当該法人及びその代表者

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等(当該金融機関が事業を行う個人又は法人若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場

。 )である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等生命保険募集制限先」という。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第四号及び第五号に掲げるものに限り、既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新に係るものを除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ 当該銀行等が法人(国、地方公共団体及び銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条第十一項各号に掲げる法人その他の金融庁長官が定める法人を除く。以下この号、次項、次条第三項第一号、第二百十一条の三第三項第一号及び第二百三十四条第一項第十号において同じ。)又はその代表者に対し当該法人の事業に必要な資金の貸付け(手形の割引を含む。以下この章並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。)を行っている場合における当該法人及びその代表者

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等(当該金融機関が事業を行う個人又は法人若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場

合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）をいう。第二百十二条の第四項及び第二百十二条の第五項において同じ。）を保険契約者として第一項第四号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額（第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）又は第二百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当する保険契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあつては、当該保証をする額とし、当該支払の保証をしないものにあつては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額とする。次項、第二百十二条の第四項並びに第二百十二条の第五項及び第五項において同じ。）の合計が千万円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一・二 （略）

5・6 （略）

（銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合）  
第二百十二条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行

合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）をいう。第二百十一条の第三項において同じ。）を保険契約者として第一項第四号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額（第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）又は第二百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当する保険契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあつては、当該保証をする額とし、当該支払の保証をしないものにあつては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額とする。次項並びに第二百十一条の第三項及び第五項において同じ。）の合計が千万円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

（十九年十二月施行）

5・6 （略）

（銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合）  
第二百十一条の二 法第二百七十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行

う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。

一 保険期間が一年を超える火災保険契約のうち、その保険の目的である住宅の建設、購入若しくは改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）のための資金の全部若しくは一部として銀行等からの借入金が充当されているもの若しくは充当されることが確実なもの又は当該保険契約に附帯して締結される地震保険契約（地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約をいう。第二百二十二条の四において同じ。）

二（七）（略）

3 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号及び七号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第八号において「銀行等損害保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第六号及び七号に掲げるものに限る。既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更改（保険金額その他の給付の内容

う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。

一 保険期間が一年を超える火災保険契約のうち、その保険の目的である住宅の建設、購入若しくは改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）のための資金の全部若しくは一部として銀行等からの借入金が充当されているもの若しくは充当されることが確実なもの又は当該保険契約に附帯して締結される地震保険契約（地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約をいう。）

二（七）（略）

3 損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号及び七号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第八号において「銀行等損害保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第六号及び七号に掲げるものに限る。既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更改（保険金額その他の給付の内容

の拡充（当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに類する事情に基づくものを除く。）又は保険期間の延長を含むものを除く。次条第三項第一号、第二百二十二条の四第三項第一号及び第二百三十四条第一項第九号において同じ。）に係るものを除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イゝハ（略）

二・三（略）

4（略）

（特定少額短期保険募集人の取扱う保険）

第二百二十二条の三 法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める保険は、次に掲げる保険とする。

一 法第三条第四項第二号に掲げる保険

二 法第三条第五項第三号に掲げる保険

（銀行等が少額短期保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百二十二条の四 法第二百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合

の拡充（当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに類する事情に基づくものを除く。）又は保険期間の延長を含むものを除く。次条第三項第一号及び第二百三十四条第一項第九号において同じ。）に係るものを除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イゝハ（略）

二・三（略）

4（略）

（新設）

（新設）

とする。

一 第二百十二条第一項第一号に掲げる保険契約

二 第二百十二条の二第一項第一号に掲げる保険契約（地震保険契約を除く。）

三 第二百十二条の二第二項第二号に掲げる保険契約

四 第二百十二条の二第一項第三号に掲げる保険契約

五 法第三条第五項第一号に掲げる保険（事業活動に伴い、事業者が被る損害を対象とするものを除く。）に係る保険契約（第二号から第四号までに掲げるもの及び自動車保険契約を除く。）のうち、法人その他の団体若しくは集団（以下この号において「団体等」という。）又はその代表者を保険契約者とし、当該団体等の構成員を被保険者とするものでなく、かつ、団体等の構成員を保険契約者とし、当該団体等の構成員を被保険者とするものでなく、かつ、団体等の構成員を保険契約者とし、当該団体等若しくはその代表者又はそれらの委託を受けた者が保険会社のために保険契約者から保険料の收受を行うことを内容とする契約を伴うものでないもの

六 法第三条第四項第一号及び第二号並びに第五項に掲げる保険に係る保険契約であつて前各号に掲げるもの以外のもの

2 | 少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、顧客に関する情報の利用について、次に掲げる措置を講じていること。

イ その業務（保険募集に係るものを除く。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報が、事前に書面その他の適切な方

（十九年十二月施行）

法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務（顧客が次項に規定する銀行等少額短期保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務を除く。）に利用されないことを確保するための措置

ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく資金の貸付けその他の保険募集に係る業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置

二 銀行等が、保険募集の公正を確保するため、保険募集に係る保険契約の引受けを行う少額短期保険業者の商号又は名称の明示、保険契約の締結にあたり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講じていること。

三 銀行等が、第二百十二条第二項第三号に掲げる措置を講じていること。

3

少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等少額短期保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第六号に掲げるもの）に限り、既に締結されている保険契約（そ

- の締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更改又は更新に係るものを除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。
- イ 当該銀行等が法人又はその代表者に対し当該法人の事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該法人及びその代表者
- ロ 当該銀行等が事業を行う個人に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人
- ハ 当該銀行等が小規模事業者(常時使用する従業員の数が五十人(当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、二十人)以下の事業者をいう。以下この号において同じ。)である個人又は法人若しくはその代表者に対し、当該小規模事業者の事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該小規模事業者が常時使用する従業員及び当該法人の役員(代表者を除く。)
- 二 銀行等が、顧客が銀行等少額短期保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務その他少額短期保険業者から委託を受けた業務を的確に遂行するための措置及び保険募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないようにするための措置を講じていること。
- 三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第六号に掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないことを確保するた



めの措置（当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあつては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）を講じていること。

4 | この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 | 少額短期保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第五号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 | 少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる場合は、当該保険契約に付される保険特約は、当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保

（十九年十二月施行）

（十九年十二月施行）

險特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものでなければならぬ。

- 一 当該銀行等が第三項各号に掲げる要件を満たしていない場合
- 二 当該保険契約の保険契約者又は被保険者が銀行等少額短期保険募集制限先である場合（前号の場合を除く。）

（銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十二条の五 法第二百七十五条第四号に規定する内閣府令で定める場合は、保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第三号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。

- 一 第二百十二条第一項第一号から第三号までに掲げる保険契約
- 二 第二百十二条の二第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約

三 第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約

四 第二百十二条第一項第四号及び第五号に掲げる保険契約

五 第二百十二条の二第一項第六号及び第七号に掲げる保険契約

六 第二百十二条の四第一項第五号に掲げる保険契約

七 第二百十二条第一項第六号に掲げる保険契約

八 第二百十二条の二第一項第八号に掲げる保険契約

九 第二百十二条の四第一項第六号に掲げる保険契約

（銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十一条の三 法第二百七十五条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号及び第二号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。

- 一 第二百十一条第一項第一号から第三号までに掲げる保険契約
- 二 前条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約

（新設）

三 第二百十一条第一項第四号及び第五号に掲げる保険契約

四 前条第一項第六号及び第七号に掲げる保険契約

（新設）

（十九年十二月施行）

（十九年十二月施行）

（新設）（十九年十二月施行）

2 保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一・二 (略)

三 銀行等が、第二百十二条第二項第三号に掲げる措置を講じていること。

3 保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第四号から第九号までに掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者(当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等保険募集制限先」という。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第四号から第九号までに掲げるもの)に限り、既に締結されている保険契約(その締結の媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新又は更改に係るものを除く。)の締結の媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ・ハ (略)

二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第四号から第九号までに掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないこと

2 保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が前項各号に掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一・二 (略)

三 銀行等が、第二百十一条第二項第三号に掲げる措置を講じていること。

3 保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第三号及び第四号に掲げる保険契約の締結の媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者(当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等保険募集制限先」という。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(第一項第三号及び第四号に掲げるもの)に限り、既に締結されている保険契約(その締結の媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新又は更改に係るものを除く。)の締結の媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ・ハ (略)

二 (略)

三 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、保険募集(第一項第三号及び第四号に掲げる保険契約に係るものに限る。)を行わないこと

とを確保するための措置（当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）を講じていること。

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第二百十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は第二百十二条の四第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 保険仲立人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第二百十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は第二百十二条の四第一項第六号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならぬ。

確保するための措置（当該銀行等が特例地域金融機関である場合にあっては、当該措置に代わるものとして金融庁長官が定める措置）を講じていること。

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第二百十一条第一項第四号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の媒介を行う場合において、第二百十一条第四項に規定する保険については、それぞれ当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 保険仲立人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第二百十一条第一項第四号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、第二百十一条第四項に規定する保険については、それぞれ当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならぬ。

6 (略)

(保険仲立人等が保険募集を行うことのできる外国保険会社等以外の外国保険業者に係る保険契約)

第二百十二条の六 令第三十九条の二に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

## 第二章 保険募集人及び所属保険会社等

### 第一節 保険募集人

(登録の申請)

第二百十二条の七 法第二百七十六条の規定による登録(次条及び第二百十六条において「登録」という。)を受けようとする者(次条及び第二百十四条において「登録申請者」という。)は、別紙様式第十七号により作成した法第二百七十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官(令第四十七条の三第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長。第二百十五条において同じ。)に提出しなければならない。

(登録申請書の記載事項)

6 (略)

(保険仲立人等が保険募集を行うことのできる外国保険会社等以外の外国保険業者に係る保険契約)

第二百十一条の四 令第三十八条の二に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

## 第二章 生命保険募集人及び損害保険代理店並びに所属保険会社

### 第一節 生命保険募集人及び損害保険代理店

(登録の申請)

第二百十二条 法第二百七十六条の規定による登録(次条及び第二百十六条において「登録」という。)を受けようとする者(次条及び第二百十四条において「登録申請者」という。)は、別紙様式第十六号により作成した法第二百七十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官(令第四十七条第十七項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長。第二百十五条において同じ。)に提出しなければならない。

(登録申請書の記載事項)

第二百十三条 法第二百七十七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 法第二百八十四条の規定により所属保険会社等を代理人として登録の申請をするときは、当該所属保険会社等の商号、名称又は氏名

(登録申請書の添付書類)

第二百十四条 法第二百七十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 登録申請者が特定保険募集人(法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。以下同じ。)であることを証する書面

二・三 (略)

2 法第二百七十七条第二項第一号に規定する書面は、別紙様式第十七号の二により作成しなければならない。

(変更等の届出)

第二百十五条 法第二百八十条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に<sup>二</sup>応じ当該各号に定める届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該届出が同項第一号の規定によるものである場合 別紙様式第十八号(法第二百八十四条の規定による所属保険会社等を代理人とする届出にあつては、別紙様式第十八号又はこれに代わる様式)により作成した登録事項変更届出書

第二百十三条 法第二百七十七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 法第二百八十四条の規定により所属保険会社を代理人として登録の申請をするときは、当該所属保険会社の商号、名称又は氏名

(登録申請書の添付書類)

第二百十四条 法第二百七十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 登録申請者が生命保険募集人又は損害保険代理店であることを証する書面

二・三 (略)

2 法第二百七十七条第二項第一号に規定する書面は、別紙様式第十七号により作成しなければならない。

(変更等の届出)

第二百十五条 法第二百八十条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に<sup>二</sup>応じ当該各号に定める届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該届出が同項第一号の規定によるものである場合 別紙様式第十八号(法第二百八十四条の規定による所属保険会社を代理人とする届出にあつては、別紙様式第十八号又はこれに代わる様式)により作成した登録事項変更届出書

二 当該届出が同項第二号から第六号までの規定によるものである場合 別紙様式第十九号（法第二百八十四条の規定による所属保険会社等を代理人とする届出にあつては、別紙様式第十九号又はこれに代わる様式）により作成した廃業等届出書

## 第二節 所属保険会社等

（特定保険募集人の原簿の記載事項）

第二百十六条 所属保険会社等は、当該所属保険会社等に係る特定保険募集人に関し、法第二百八十五条第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 （略）

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所属保険会社等に係る特定保険募集人が当該所属保険会社等の委託を受けた者であるときは、当該委託を受けた年月日を原簿に記載しなければならない。

3 前二項に掲げるもののほか、当該所属保険会社等に係る生命保険募集人が他の生命保険募集人の使用人（当該他の生命保険募集人が法人であるときはその役員又は使用人）であるときは、当該他の生命保険募集人の商号、名称又は氏名を原簿に記載しなければならない。

二 当該届出が同項第二号から第六号までの規定によるものである場合 別紙様式第十九号（法第二百八十四条の規定による所属保険会社等を代理人とする届出にあつては、別紙様式第十九号又はこれに代わる様式）により作成した廃業等届出書

## 第二節 所属保険会社

（生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿の記載事項）

第二百十六条 所属保険会社は、当該所属保険会社に係る生命保険募集人又は損害保険代理店に関し、法第二百八十五条第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 （略）

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所属保険会社に係る生命保険募集人又は損害保険代理店が当該所属保険会社の委託を受けた者であるときは、当該委託を受けた年月日を原簿に記載しなければならない。

3 前二項に掲げるもののほか、当該所属保険会社に係る生命保険募集人が他の生命保険募集人の使用人（当該他の生命保険募集人が法人であるときはその役員又は使用人）であるときは、当該他の生命保険募集人の商号、名称又は氏名を原簿に記載しなければならない。

第三章 保険仲立人

(登録の申請)

第二百七条 法第二百八十六条の規定による登録を受けようとする者（次条及び第二百十九条において「登録申請者」という。）は、別紙様式第二十号により作成した法第二百八十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十七条の三第三項の規定により財務局長等に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長等。第二百二十条から第二百二十七条まで及び第二百三十八条において同じ。）に提出しなければならぬ。

(保証金に充てることができる有価証券の種類等)

第二百二十六条 法第二百九十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 政府保証債
- (削る)

四 社債券その他の債券（記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。）であつて保証金に充てることにつき金融庁長官の承認を受けたもの。

2・3 (略)

第三章 保険仲立人

(登録の申請)

第二百七条 法第二百八十六条の規定による登録を受けようとする者（次条及び第二百十九条において「登録申請者」という。）は、別紙様式第二十号により作成した法第二百八十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十七条第十九項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下第二百二十条から第二百二十七条まで及び第二百三十八条において同じ。）に提出しなければならない。

(保証金に充てることができる有価証券の種類等)

第二百二十六条 法第二百九十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 国債
- (新設)
- 二 政府保証債
- 三 地方債

四 社債券その他の債券（記名式のもの、短期社債等及び前三号に掲げるものを除く。）であつて保証金に充てることにつき金融庁長官の承認を受けたもの。

2・3 (略)



#### 第四章 業務

(顧客に対する説明)

第二百二十七条の二 法第二百九十四条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、保険募集人の商号、名称又は氏名とする。

(自己契約に係る保険料の合計額)

第二百二十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する保険料は、実際に収受した額により計算するものとし、分割払いの保険契約及び保険期間が一年を超える保険契約にあつては、一年間当たりの額に換算した額の保険料とする。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 法人である生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人が、その役員又は使用人その他該生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者に対して、金融庁長官が定める保険以外の保険について、生命保険会社、外国生命保険会社等、法第二百十九条第四項の免許を受けた免許特定法人の引受社員又は少額短期保険業

#### 第四章 業務

(新設)

(自己契約に係る保険料の合計額)

第二百二十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する保険料は、実際に収受した額により計算するものとし、分割払いの保険契約及び保険期間が一年を超える保険契約にあつては、一年当たりの額に換算するものとする。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 法人である生命保険募集人又は保険仲立人が、その役員又は使用人その他該生命保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者に対して、金融庁長官が定める保険以外の保険について、生命保険会社、外国生命保険会社等又は法第二百十九条第四項の免許を受けた免許特定法人の引受社員を保険者とする保険契約の申込みをさせる行為その他の保険契

者を保険者とする保険契約の申込みをさせる行為その他の保険契約者又は被保険者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

三 保険会社等との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社等の特定関係者（法第百条の三（法第二百七十二条の第三第二項において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者及び法第九十四条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為

四 （略）

五 保険契約者に対して、保険契約に係る保険の種類又は保険会社等の商号若しくは名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

六 （略）

七 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、当該銀行等が行う信用供与の条件として保険募集をする行為その他の当該銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為

八 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、当該保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が当該銀行等の当該顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明を書面の交付により行わずに保険募

約者又は被保険者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

三 保険会社との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社の特定関係者（法第百条の三に規定する特定関係者及び法第九十四条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為

四 （略）

五 保険契約者に対して、保険契約に係る保険の種類又は保険会社の商号若しくは名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

六 （略）

七 生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、当該銀行等が行う信用供与の条件として保険募集をする行為その他の当該銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為

八 生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、当該保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が当該銀行等の当該顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明を書面の交付によ

集をする行為

九 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等（銀行等生命保険募集制限先、銀行等損害保険募集制限先、銀行等少額短期保険募集制限先又は銀行等保険募集制限先をいう。第十四号において同じ。）に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに第二百十二条第一項第四号から第六号まで、第二百十二条の二第一項第六号から第八号まで又は第二百十二条の四第一項第五号及び第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

十 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者、又は当該顧客が法人の代表者であり、当該資金の貸付けが当該法人の事業に必要な資金の貸付けである場合の当該法人をいう。第十五号において同じ。）（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。第十五号において同じ。）に対し、第二百十二条第一項第四号から第六号まで、第二百十二条の二第一項第六号から第八号まで又は第二百十二条の四第一項第五号及び第六号に掲げる保険契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための保険契約及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当

り行わずに保険募集をする行為

九 生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等（銀行等生命保険募集制限先、銀行等損害保険募集制限先又は銀行等保険募集制限先をいう。第十四号において同じ。）に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに第二百十一条第一項第四号及び第五号又は第二百十一条の二第一項第六号及び第七号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

十 生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者、又は当該顧客が法人の代表者であり、当該資金の貸付けが当該法人の事業に必要な資金の貸付けである場合の当該法人をいう。第十五号において同じ。）（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。第十五号において同じ。）に対し、第二百十一条第一項第四号及び第五号又は第二百十一条の二第一項第六号及び第七号に掲げる保険契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための保険契約及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等の役員若しくは使用人が手

該銀行等の役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新又は更改に係る保険契約を除く。)の締結の代理又は媒介を行う行為

十一 生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第二百十二条第一項第一号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が当該保険契約に係る保険金が充てられるべき債務の返済に困窮した場合の当該銀行等における相談窓口及びその他の相談窓口の説明を書面の交付により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十二 (略)

十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者(令第三十九条に定める金融機関(同条第五号に掲げるものを除く。))のうち、同条第四号に掲げる金融機関にあつては農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条、令第三十九条第七号に掲げる金融機関にあつては農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十一条の五、令第三十九条第八号に掲げる金融機関にあつては水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の九(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)、その他の金融機関にあつては銀行法第十三条の二(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、労働金庫法第九十四条、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条において準用する場合を含む。))に規定する特定関係

手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新又は更改に係る保険契約を除く。)の締結の代理又は媒介を行う行為

十一 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第二百十一条第一項第一号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が当該保険契約に係る保険金が充てられるべき債務の返済に困窮した場合の当該銀行等における相談窓口及びその他の相談窓口の説明を書面の交付により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十二 (略)

十三 生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者(令第三十八条に定める金融機関(同条第五号に掲げるものを除く。))のうち、同条第四号に掲げる金融機関にあつては農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条、令第三十八条第七号に掲げる金融機関にあつては農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十一条の五、令第三十八条第八号に掲げる金融機関にあつては水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の九(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。))、その他の金融機関にあつては銀行法第十三条の二(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、労働金庫法第九十四条、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条において準用する場合を含む。))に

者をいう。以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十四 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、保険契約（第二百十二条第一項第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合にあつては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。）を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十五 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、保険契約（第二百十二条第一項第一号から第三号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第五号まで並びに第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

規定する特定関係者をいう。以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十四 生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、保険契約（第二百十一条第一項第一号から第三号まで及び第二百十一条の二第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合にあつては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。）を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十五 生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者に対し、保険契約（第二百十一条第一項第一号から第三号まで及び第二百十一条の二第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十六 生命保険募集人（生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。以下この号において同じ。）の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険会社の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の役員若しくは使用人である者を除く。）、損害保険代理店及び少額短期保険募集人（少額短期保険業者の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は少額短期保険業者の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の役員若しくは使用人である者を除く。）又は保険仲立人が  
、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

十七（略）

2 銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人は、前項第八号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法であつて、銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられた

十六 生命保険募集人（生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。以下この号において同じ。）の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険会社の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の役員若しくは使用人である者を除く。）及び損害保険代理店又は保険仲立人が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

十七（略）

2 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、前項第八号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法であつて、銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の使用に係る電子計

ファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 (略)

3 (略)

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人は、第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人が使用するもの

二 (略)

6 前項の規定による承諾を得た銀行等である特定保険募集人又は保険仲立人は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 (略)

3 (略)

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が使用するもの

二 (略)

6 前項の規定による承諾を得た銀行等である生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(役員又は使用人の届出)

第二百三十六条 損害保険代理店、少額短期保険募集人又は保険仲立人は、法第三百二条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十五号により作成した届出書を金融庁長官(令第四十七条の三第一項から第三項までの規定により財務局長等に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長等)に提出しなければならない。

#### 第四編 雑則

(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)  
第二百四十条の二 法第三百九条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 保険会社等及び外国保険会社等の使用に係る電子計算機と申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 保険会社等及び外国保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込者等の閲覧に供し、当該申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第三百九条第二項前段に規定する方法による提供を受け

(役員又は使用人の届出)

第二百三十六条 損害保険代理店又は保険仲立人は、法第三百二条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十五号により作成した届出書を金融庁長官(令第四十七条第十七項から第十九項までの規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長)に提出しなければならない。

#### 第四編 雑則

(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)  
第二百四十条の二 法第三百九条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 保険会社の使用に係る電子計算機と申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込者等の閲覧に供し、当該申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第三百九条第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けな



る旨の承諾又は受けけない旨の申出をする場合にあつては、保険会社等及び外国保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社等及び外国保険会社等の使用に係る電子計算機と、申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二百四十条の三 令第四十五条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち保険会社等が使用するもの

二 (略)

(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)

第二百四十一条 令第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 三 (略)

四 保険会社等又は外国保険会社等(免許特定法人の引受社員を含む。)が設置した機器を利用する方法

(認可等の申請)

第二百四十三条 法第九十九条第七項並びに法第二百二十三条第一項(

い旨の申出をする場合にあつては、保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社の使用に係る電子計算機と、申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二百四十条の三 令第四十五条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち保険会社が使用するもの

二 (略)

(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)

第二百四十一条 令第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 三 (略)

四 保険会社(外国保険会社等及び免許特定法人の引受社員を含む。)が設置した機器を利用する方法

(認可等の申請)

第二百四十三条 法第九十九条第七項並びに法第二百二十三条第一項(

法第二百七条において準用する場合を含む。)並びに法第二百二十五条第一項の規定により提出される認可申請書、法第二百三十六条第一項第二号及び法第二百七十三条第一項第四号の規定により提出される承認申請書並びに法第二百二十三条第二項(法第二百七条において準用する場合を含む。)及び法第二百二十五条第二項の規定により提出される届出書には、理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

(保険会社等を子会社とする外国の持株会社に係る特例)

第二百四十四条 保険会社等を子会社とする外国の持株会社(保険会社等)を子会社とする外国の持株会社になろうとする会社、保険会社等を子会社とする外国の持株会社の設立をしようとする者及び保険会社等を子会社とする外国の持株会社であった会社を含む。以下この条において同じ。)は、当該保険会社等を子会社とする外国の持株会社がこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して内閣総理大臣等に提出することとされる書類(以下この項及び次項において「添付書類」という。)については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを内閣総理大臣等に提出することができる。

2 保険会社等を子会社とする外国の持株会社がその本国(当該保険会社等を子会社とする外国の持株会社の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。)の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書類(以下この項において「添付書類等」という。)のいずれも内閣総理大臣等に提出す

法第二百七条において準用する場合を含む。)並びに法第二百二十五条第一項の規定により提出される認可申請書、法第二百三十六条第一項第二号及び法第二百七十二条第一項第四号の規定により提出される承認申請書並びに法第二百二十三条第二項(法第二百七条において準用する場合を含む。)及び法第二百二十五条第二項の規定により提出される届出書には、理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

(保険会社を子会社とする外国の持株会社に係る特例)

第二百四十四条 保険会社を子会社とする外国の持株会社(保険会社)を子会社とする外国の持株会社になろうとする会社、保険会社を子会社とする外国の持株会社の設立をしようとする者及び保険会社を子会社とする外国の持株会社であった会社を含む。以下この条において同じ。)は、当該保険会社を子会社とする外国の持株会社がこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して内閣総理大臣又は金融庁長官に提出することとされる書類(以下この項及び次項において「添付書類」という。)については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを内閣総理大臣又は金融庁長官に提出することができる。

2 保険会社を子会社とする外国の持株会社がその本国(当該保険会社を子会社とする外国の持株会社の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。)の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書類(以下この項において「添付書類等」という。)のいずれも内閣総理大臣又は金融庁長官

ることができない場合には、当該添付書類等は、内閣総理大臣等に提出することを要しない。

3 保険会社等を子会社とする外国の持株会社に対するこの府令の規定の適用については、保険会社等を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、保険会社等を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなす。

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一〇九 (略)

九の二 法第七十二条第二項ただし書の規定による保険会社又はその子会社による議決権の取得等の制限の承認 三十日

一〇七 (略)

十七の二 法第二百七十一条の十第一項の規定による保険主要株主の認可 三十日

十七の三 法第二百七十一条の十第二項ただし書の規定による特定主要株主に係る猶予期限の延期の認可 三十日

十七の四 法第二百七十二条第一項の規定による少額短期保険業の

に提出することができない場合には、当該添付書類等は、内閣総理大臣又は金融庁長官に提出することを要しない。

3 保険会社を子会社とする外国の持株会社に対するこの府令の規定の適用については、保険会社を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、保険会社を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなす。

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一〇九 (略)

九の二 法第七十二条第二項ただし書の規定による保険会社等による議決権の取得等の制限の承認 三十日

一〇七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

登録	六十日	
十七の五	法第二百七十二条の六第一項の規定による少額短期保険業者責任保険契約の締結による供託金の一部供託未実施の承認	二十日
十七の六	法第二百七十二条の十の規定による少額短期保険業者の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）の兼職の承認	三十日
十七の七	法第二百七十二条の十一第二項の規定による少額短期保険業に關連する業務実施の承認	三十日
十七の八	法第二百七十二条の十三第二項において読み替えて準用する法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認	三十日
十七の九	法第二百七十二条の十四第二項の規定による子会社の承認	六十日
十七の十	法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による価格変動準備金の不積立て等の認可	三十日
十七の十一	法第二百七十二条の三十一第一項の規定による少額短期保険主要株主の承認	三十日
十七の十二	法第二百七十二条の三十一第二項ただし書の規定による特定少額短期保険主要株主に係る猶予期限の延期の承認	三十日
十七の十三	令第三十八条の五第三号の規定による供託金の全部又は	
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)

<p>は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認 二十日</p> <p>十七の十四 令第三十八条の八第一項第三号の規定による少額短期  <u>保険業者責任保険契約の解除又は変更の承認</u> 二十日</p> <p>十八 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>十九 二十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(業務及び財産の管理を受託できない外国保険会社等)</p> <p>第二百四十七条 令第四十七条の二第三項第二十五号に規定する内閣  <u>府令で定めるものは、法第八十五条第一項の日本における保険業</u>  <u>に係る保険の引受けの代理をする者の事務所を設けている外国保険</u>  <u>会社等とする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>十八 (略)</p> <p>十八の二 法第二百七十一条の十第一項の規定による保険主要株主  <u>の認可</u> 三十日</p> <p>十八の三 法第二百七十一条の十第二項ただし書の規定による特定  <u>主要株主に係る猶予期限の延期の認可</u> 三十日</p> <p>十九 二十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

別表（第二百十一條の三十六第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者））

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標等	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 保険種目の区分ごとの正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額</li> <li>二 保険種目の区分ごとの支払再保険料の額</li> <li>三 保険種目の区分ごとの保険引受利益の額</li> <li>四 保険種目の区分ごとの正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額</li> <li>五 保険種目の区分ごとの回収再保険金の額</li> </ol>
保険契約に 関する指標 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 主要な保険契約に係る保険期間の区分ごとの契約者（社員）配当金の額</li> <li>二 保険種目の区分ごとの正味損害率及び正味事業費率並びにその合算率</li> <li>三 保険種目の区分ごとの再保険に付した部分の控除を考慮しない発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料（当該事業年度の既経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう。以下この号において同じ。）に対する割合及び事業費の既経過保険料に対する割合並びにその合算率</li> <li>四 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等（第二百十一條の五十一において準用する第七十一條第一項各号に掲げる者をいう。第五号及び第六号において同じ。）の数</li> <li>五 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に</li> </ol>

<p>資産運用に 関する指 標等</p>	<p>経理に 関する 指標等</p>	
<p>一 現預金、元本補てんの契約のある金銭信託（外貨建てのものを除く。） 有価証券、運用資産計、総資産の区分ごとの残高及び総資産に対する割合</p> <p>二 現預金、元本補てんの契約のある金銭信託（外貨建てのものを除く。） 有価証券、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り</p> <p>三 保有有価証券の種類別（国債、地方債、政府保証債、証券取引法第二条第一項第三号に規定する有価証券、合計の区分をいう。）の残高及び合計に対する構成比</p>	<p>一 保険種目の区分ごとの支払備金の額及び責任準備金の額</p> <p>二 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高</p> <p>三 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動</p>	<p>対する支払再保険料の割合</p> <p>六 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合</p> <p>七 未だ収受していない再保険金の額</p>

四 国債、地方債、政府保証債、証券取引法第二条第一項第三号に規定する有価証券、合計の区分ごとの保有有価証券利回り

五 有価証券の種類別（国債、地方債、政府保証債、証券取引法第二条第一項第三号に規定する有価証券の区分をいう。）の残存期間別残高



別表（第二百十一条の三十六第一項第三号ニ関係（少額短期保険業者））

（単位：百万円）

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合計
… 保 険				
その他の 保 険				
計				

（記載上の注意）

1. 各社の実態に応じ、主な保険種類を記載すること。
2. 普通責任準備金、異常危険準備金及び契約者配当金等については、第二百十一条の四十五第一項第一号から第三号までに規定する額を記載すること。

別表（第二百十一条の三十六第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））

項 目	記 載 す る 事 項
<p>法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目</p>	<p>一 第二百十一条の五十八第一項第一号に規定する額</p> <p>二 第二百十一条の五十八第一項第二号に規定する額</p> <p>三 第二百十一条の五十八第一項第三号に規定する額</p> <p>四 第二百十一条の五十八第一項第四号に規定する額</p> <p>五 第二百十一条の五十八第一項第五号に規定する額</p> <p>六 第二百十一条の五十八第一項第六号に規定する額</p> <p>七 平成 年金融庁告示第 号第二条第三項の規定により第二百十一条の五十八第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額</p> <p>八 法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額</p>
<p>法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第二号に係る細目</p>	<p>一 第二百十一条の五十九第一号に規定する額</p> <p>二 第二百十一条の五十九第二号に規定する額</p> <p>三 第二百十一条の五十九第三号に規定する額</p> <p>四 平成 年金融庁告示第 号第四条第一項五号に規定する額</p>

改正案	現行
<p>(証券専門会社等の業務等)            第十七条の二 (略)</p> <p>2 2 6 (略)</p> <p>7 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する当該銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの</p> <p>七 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(銀行の子会社の範囲等)            第十七条の三 (略)</p> <p>2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは</p>	<p>(証券専門会社等の業務等)            第十七条の二 (略)</p> <p>2 2 6 (略)</p> <p>7 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの</p> <p>七 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(銀行の子会社の範囲等)            第十七条の三 (略)</p> <p>2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは</p>

、次に掲げるものとする。

一～三の三 (略)

三の四 保険業法第二十六条に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの

イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十九項に規定する生命保険募集人という。）としてその所属保険会社等（同法第二十四条に規定する所属保険会社等をいう。ロからニまでにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。）としてその所属保険会社等（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の

、次に掲げるものとする。

一～三の三 (略)

三の四 保険業法第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの

イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二十条に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百一条第二項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであ

額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人(同法第二条第二十二項に規定する少額短期保険募集人という。)としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このニにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であつて特定保険募集人(保険業法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。)がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三 (略)

るものに限る。)の締結の代理又は媒介

(新設)

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五～三十一 （略）

三十二 主として保険持株会社、少額短期保険持株会社（保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。）、子会社対象会社に該当する会社（保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社に限る。）又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三十三～三十九 （略）

3～7 （略）

8 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第十七条の七の二 法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第四項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険

二十四 保険会社の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五～三十一 （略）

三十二 主として保険持株会社、子会社対象会社に該当する会社（保険会社又は保険業を営む外国の会社に限る。）若しくは保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三十三～三十九 （略）

3～7 （略）

8 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第十七条の七の二 法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第四項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保

会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2 法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該銀行が法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

3 法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該銀行が法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 (略)

2～5 (略)

6 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

険会社を子会社とした場合とする。

2 法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該銀行が法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

3 法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該銀行が法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 (略)

2～5 (略)

6 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一〇五 (略)

六 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する当該銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第十七条の三第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

七 (略)

7 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第三十四条の二十二 法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2 法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

3 法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第三項の認可を

一〇五 (略)

六 法第十六条の二第二項第七号ハに規定する当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第十七条の三第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

七 (略)

7 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第三十四条の二十二 法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

2 法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第三項の認可を



受けて営業の譲受けをしたことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

受けて営業の譲受けをしたことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

改正案	現行
<p>（証券専門会社等の業務等）            第四条の三（略）            2～6（略）            7 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。            一～五（略）            六 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第四条の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの            七（略）            8（略）            （長期信用銀行の子会社の範囲等）            第四条の五（略）</p>	<p>（証券専門会社等の業務等）            第四条の三（略）            2～6（略）            7 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。            一～五（略）            六 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第四条の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの            七（略）            8（略）            （長期信用銀行の子会社の範囲等）            第四条の五（略）</p>

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三の三 (略)

三の四 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集(以下「保険募集」という。)のうち次に掲げるもの

イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人(同法第十九項に規定する生命保険募集人という。)としてその所属保険会社等(同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等という。ロからニまでにおいて同じ。)のために行う保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このイにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号かた第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。)としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三の三 (略)

三の四 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集(以下「保険募集」という。)のうち次に掲げるもの

イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社(同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。)のために行う保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第二百十一条第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このイにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額

関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人（同法第二条第二十二項に規定する少額短期保険募集人という。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものに限る。）の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このニにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものに限る。）の締結の媒介であつて特定保険募集人（保険業法第二百七十六条に規定する特定保険募集人という。）がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

（新設）

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものに限る。）の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。)の保険業に係る業務の代理(第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行

二十五〇三十一

三十二 主として保険持株会社、少額短期保険持株会社(保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。)、子会社対象会社に該当する会社(保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社に限る。)若しくは保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

三三〇三十九 (略)

三〇七 (略)

八 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

九 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)  
第五条の六 (略)

二〇五 (略)

四〇二十三 (略)

二十四 保険会社の保険業に係る業務の代理(第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行

二十五〇三十一

三十二 主として保険持株会社、子会社対象会社に該当する会社(保険会社又は保険業を営む外国の会社に限る。)若しくは保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

三三〇三十九 (略)

三〇七 (略)

八 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

九 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)  
第五条の六 (略)

二〇五 (略)

6 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一（五）（略）

六 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第四条の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七（略）

7（略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第十六条の二の二 銀行法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行が法第十三条の二第六項の認可を受けて他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2 銀行法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

6 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一（五）（略）

六 法第十三条の二第四項第七号ハに規定する当該長期信用銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第四条の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七（略）

7（略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第十六条の二の二 銀行法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行が法第十三条の二第六項の認可を受けて他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

2 銀行法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

3 銀行法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第二十五条の五 銀行法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が法第十六条の四第三項の認可を受けて長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2 銀行法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

3 銀行法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第二十五条の五 銀行法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が法第十六条の四第三項の認可を受けて長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

2 銀行法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 銀行法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三五第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

3 銀行法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三五第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。



改正案	現行
<p>(金庫の子会社の範囲等) 第十條の五 (略)</p> <p>2 法第五十四條の十五第一項第一号ロ又は第五十四條の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。</p> <p>一 三の三 (略)</p> <p>三の四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二條第二十六項に規定する保険募集(以下「保険募集」という。)のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六條の登録を受けた生命保険募集人(同法第二條第十九項に規定する生命保険募集人という。)としてその所属保険会社等(同法第二條第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。ロからニまでにおいて同じ。)のために行う保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第二百十二條第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このイにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第十條の五 (略)</p> <p>2 法第五十四條の十五第一項第一号ロ又は第五十四條の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。</p> <p>一 三の三 (略)</p> <p>三の四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二條第二十二項に規定する保険募集(以下「保険募集」という。)のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六條の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社(同法第二條第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。)のために行う保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第二百十一條第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このイにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)</p>

に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに  
限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同  
法第二十一条第二項に規定する損害保険代理店をいう。)とし  
てその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十  
二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該  
保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付され  
る保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に  
相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と  
関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の  
額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なもので  
あるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人  
(同法第二十一条第二項に規定する少額短期保険募集人をいう  
。)として所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二  
百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当  
該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付  
される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契  
約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内  
容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険  
金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なも  
のであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行  
う保険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第四号

の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とし  
てその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一  
条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保  
険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される  
保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相  
当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関  
連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額  
が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであ  
るものに限る。)の締結の代理又は媒介

(新設)

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行  
う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号

までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下この二において「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて特定保険募集人（保険業法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。）がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三（略）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（法第五十四条の十七第一項第四号の二に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二五〇三十一（略）

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三三三〇三十九（略）

三〇七（略）

八 法第五十四条の十七第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期

までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三（略）

二十四 保険会社の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二五〇三十一（略）

三十二 主として保険会社（法第五十四条の十七第一項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三三三〇三十九（略）

三〇七（略）

八 法第五十四条の十七第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社が、その総株

保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

9・10 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十条の十 法第五十四条の十六第四項第三号(法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該信用金庫連合会が法第五十八条第三項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社等の業務等)

第十条の十一 (略)

2～6 (略)

7 法第五十四条の十五第一項第三号又は第五十四条の十七第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該持株会社が第十条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一～五 (略)

主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

9・10 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十条の十 法第五十四条の十六第四項第三号(法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該信用金庫連合会が法第五十八条第三項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社等の業務等)

第十条の十一 (略)

2～6 (略)

7 法第五十四条の十五第一項第三号又は第五十四条の十七第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該持株会社が第十条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一～五 (略)

六 法第五十四条の十七第二項第七号ハに規定する当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第十条の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 (略)

8 (略)

六 法第五十四条の十七第二項第七号ハに規定する当該信用金庫連合会の子会社である保険会社の子会社のうち第十条の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 (略)

8 (略)

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第四条の二第一項第二号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一～三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）<u>第二条第二十六項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等（同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。ロからニまでにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）<u>第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約</u></u></p>	<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第四条の二第一項第二号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一～三の三（略）</p> <p>三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）<u>第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社（同法第二条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）<u>第二百十一条第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保</u></u></p>

に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。)としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容及び関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人(同法第二十一条に規定する少額短期保険募集人をいう。)としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容及び関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第四号

の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容及び関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

(新設)

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号

「までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下この二において「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて特定保険募集人（保険業法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。）がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三（略）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二五〇三十一（略）

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムを作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三三〇三十九（略）

三〇七（略）

八 法第四条の四第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保

「までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三（略）

二十四 保険会社の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二五〇三十一（略）

三十二 主として保険会社及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムを作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三三〇三十九（略）

三〇七（略）

八 法第四条の四第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八



9  
10  
(略)  
有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

9  
10  
(略)  
号に規定する持株会社とする。

改正案	現行
<p>（保険財務管理官等）            第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険計理官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。            一 次に掲げる者の監督のうち保険の計理に関すること。            イ 保険業を行う者            ロ・ハ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（保険財務管理官等）            第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険計理官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。            一 次に掲げる者の監督のうち保険の計理に関すること。            イ 生命保険業又は損害保険業を営む者            ロ・ハ（略）</p> <p>二（略）</p>

○ 証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（その他業務）                  第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。                  一～八 （略）                  九 保険業法（平成七年法律第五号）<u>第二条第二十六項に規定する保険募集</u>                  十～十八 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（その他業務）                  第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。                  一～八 （略）                  九 保険業法（平成七年法律第五号）<u>第二条第二十二項に規定する保険募集</u>                  十～十八 （略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の状況につき是正を加えるが必要な場合）</p> <p>第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 証券仲介業者が、証券仲介業を行う営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）及び信託会社の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店（保険業法（平成七年法律第五号）<u>第二</u>条第十九項に規定する生命保険募集人及び同条第二十一項に規定する損害保険代理店を除く。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合において、顧客が当該証券仲介業者を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>五～九 （略）</p>	<p>（業務の状況につき是正を加えるが必要な場合）</p> <p>第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 証券仲介業者が、証券仲介業を行う営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）及び信託会社の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店（保険業法（平成七年法律第五号）<u>第二</u>条第十七項に規定する生命保険募集人及び同条第十九項に規定する損害保険代理店を除く。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合において、顧客が当該証券仲介業者を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況</p> <p>五～九 （略）</p>

改正案	現行
<p>（業務方法書の記載事項） 第七十二条（略）</p> <p>2 前項第三号に規定する信託契約代理業務の実施体制には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる体制を含むものとする。</p> <p>一 営業所又は事務所を他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置して信託契約代理業務を営む場合 顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約代理店を当該他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための体制</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（業務方法書の記載事項） 第七十二条（略）</p> <p>2 前項第三号に規定する信託契約代理業務の実施体制には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる体制を含むものとする。</p> <p>一 営業所又は事務所を他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（<u>保険業法第二条第十七項に規定する生命保険募集人及び同条第十九項に規定する損害保険代理店を除く。</u>）と同一の建物に設置して信託契約代理業務を営む場合 顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約代理店を当該他の信託契約代理店、信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための体制</p> <p>二・三（略）</p>

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案		現行	
別表第一 (略)	別表第一 (略)	別表第一 (略)	別表第一 (略)
保険業法（平成七年法律第百五号）	第十六条の二第一項、第十七条第九項、第二十一条第一項において準用する商法第三十六条第一項、第四十一条において準用する同法第二百四十四条第五項、第四十九条において準用する同法第二百四十四条第五項、第五十一条第二項において準用する同法第二百六十条ノ四第五項、第五十二条第一項、第五十九条第一項において準用する同法第二百八十二条第一項、第六十一条第二項において準用する同法第三百三十九条第五項、第六十九条の二第一項、第八十一条第二項、第八十六条の二第一項、第九十二条の九第二項において準用する同法第三百六十六条第一項、第百十一条第一項（第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項、第百三十六条の二第一項（第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百五十六条の二第一項、第百六十五条の二第一項、第百六十六条第五項、	第十六条の二第一項、第十七条第九項、第二十一条第一項において準用する商法第三十六条第一項、第四十一条において準用する同法第二百四十四条第五項、第四十九条において準用する同法第二百四十四条第五項、第五十一条第二項において準用する同法第二百六十条ノ四第五項、第五十二条第一項、第五十九条第一項において準用する同法第二百八十二条第一項、第六十一条第二項において準用する同法第三百三十九条第五項、第六十九条の二第一項、第八十一条第二項、第八十六条の二第一項、第九十二条の九第二項において準用する同法第三百六十六条第一項、第百十一条第一項（第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項、第百三十六条の二第一項、第百五十六条の二第一項、第百六十五条の二第一項、第百六十六条第五項、第百七十三条の三第一項、第百七十三条の四第五項、第百八十三条第一項において準用す	第十六条の二第一項、第十七条第九項、第二十一条第一項において準用する商法第三十六条第一項、第四十一条において準用する同法第二百四十四条第五項、第四十九条において準用する同法第二百四十四条第五項、第五十一条第二項において準用する同法第二百六十条ノ四第五項、第五十二条第一項、第五十九条第一項において準用する同法第二百八十二条第一項、第六十一条第二項において準用する同法第三百三十九条第五項、第六十九条の二第一項、第八十一条第二項、第八十六条の二第一項、第九十二条の九第二項において準用する同法第三百六十六条第一項、第百十一条第一項（第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項、第百三十六条の二第一項、第百五十六条の二第一項、第百六十五条の二第一項、第百六十六条第五項、第百七十三条の三第一項、第百七十三条の四第五項、第百八十三条第一項において準用す

	<p>第七十三条の三第一項、第七十三条の四第五項、第八十三条第一項において準用する同法第四百二十九条、第九十六条第一項から第三項まで、第九十八条第一項において準用する同法第三十六条第一項、第二百二十四条第二項、第二百四十条の七第一項、第二百七十一項の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第一項並びに第三百三条</p>
<p>（略）</p>	<p>第十七条第九項、第八十一条第二項、第一百一十一条第一項（第九十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）及び第二項（第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）、第六十六条第五項、第七十三條の四第五項、第九十六条第三項、第二百七十一條の二十五第一項（第二百七十二條の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百八十五條第一項並びに第三百三條第一項</p>

別表第三

	<p>同法第四百二十九条、第九十六条第一項から第三項まで、第九十八条第一項において準用する同法第三十六条第一項、第二百二十四条第二項、第二百四十条の七第一項、第二百七十一條の二十五第一項、第二百八十五條第一項並びに第三百三條</p>
<p>（略）</p>	<p>第十七条第九項、第八十一条第二項、第一百一十一条第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項、第六十六条第五項、第七十三條の四第五項、第九十六條第三項、第二百七十一條の二十五第一項、第二百八十五條第一項並びに第三百三條第一項</p>

別表第三

## 別表第四

(略)

## 保険業法

第十六条の二第二項（第十七条第十項において準用する場合を含む。）、第四十一条において準用する商法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条において準用する同法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十九条第一項において準用する同法第二百八十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条第二項において準用する同法第三百三十九条第六項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第一号に係る部分に限り、第二百五十六条の二第二項、第六十五条の二第二項、第六百六十六条第六項、第六百七十三条の三第二項及び第七百七十三条の四第六項において準用する場合を含む。）、第八十一条第二項、第八十六条の二第一項、第九十二条の九第二項において準用する同法第三百六十六条第一項において準用する同法第三百五十四条第三項（第一号に係る部分に限り、第四項において準用する場合を含む。）、第一百一十一条第三

## 別表第四

(略)

## 保険業法

第十六条の二第二項（第十七条第十項において準用する場合を含む。）、第四十一条において準用する商法第二百四十四条において準用する同法第二百六十三条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五項（第一号に係る部分に限る。）及び第六項（第一号に係る部分に限る。）、第四十九条において準用する同法第二百四十四条において準用する同法第二百六十三条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三項（第一号に係る部分に限る。）、第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五項（第一号に係る部分に限る。）及び第六項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十九条第一項において準用する同法第二百八十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条第二項において準用する同法第三百三十九条第六項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第一号に係る部分に限り、第六百五十六条の二第二項、第六百六十五条の二第二項、第六百六十六条第六項、第七百七十三条の三



	<p>（略）</p> <p>一項（第九十九条及び第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。）及び第二項（第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。）、第三百三十六條の第二項（第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）、第九十六條第四項、第二百二十四條第三項、第二百四十條の七第二項、第二百七十一條の二十五第一項（第二百七十二條の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五條第二項</p>
<p>別表第五</p> <p>（略）</p> <p>保険業法</p>	<p>第十六條の二第二項（第十七條第十項において準用する場合を含む。）、第五十二條第一項、第五十九條第一項において準用する商法第二百八十二條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九條の二第三項（第八十一條第三項、第八十六條の二第二項、第五十六條の二第二項、第六十五條の二第二項、第六十六條第六項、第七十三條の三第二項及び第七十三</p>

	<p>（略）</p> <p>第二項及び第七十三條の四第六項において準用する場合を含む。）、第八十一條第二項、第八十六條の二第一項、第九十二條の九第二項において準用する同法第三百六十六條第一項において準用する同法第三百五十四條第三項（第一号に係る部分に限り、第四項において準用する場合を含む。）、第一百一十一條第一項（第九十九條において準用する場合を含む。）及び第二項、第三百三十六條の二第二項、第九十六條第四項、第二百二十四條第三項、第二百四十條の七第二項、第二百七十一條の二十五第一項並びに第二百八十五條第二項</p>
<p>別表第五</p> <p>（略）</p> <p>保険業法</p>	<p>第十六條の二第二項（第十七條第十項において準用する場合を含む。）、第五十二條第一項、第五十九條第一項において準用する商法第二百八十二條第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十九條の二第三項（第八十一條第三項、第八十六條の二第二項、第五十六條の二第二項、第六十五條の二第二項、第六十六條第六項、第七十三條の三第二項及び第七十三</p>

(略)	<p>条の四第六項において準用する場合を含む。) 、 第三百三十六条の二第二項 (第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)、 第八十三条第一項において準用する同法第四百二十条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項 (第二号に係る部分に限る。)、 第九十六条第四項、 第二百二十四条第三項及び第二百四十条の七第二項</p>
(略)	<p>条の四第六項において準用する場合を含む。) 、 第三百三十六条の二第二項、 第八十三条第一項において準用する同法第四百二十条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項 (第二号に係る部分に限る。)、 第九十六条第四項、 第二百二十四条第三項及び第二百四十条の七第二項</p>

○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十七年内閣府令第八十四号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この府令は、平成十七年十二月二十二日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第二百二十二条第一項第六号、第四項各号、第二百二十二条の二第一項第八号、第四項及び第五項並びに第二百二十二条の三第一項第五号及び第六号の規定は、平成十九年十二月二十二日から施行する。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この府令は、平成十七年十二月二十二日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第二百十一条第一項第六号、第四項各号、第二百十一条の二第一項第八号、第四項及び第五項並びに第二百十一条の三第一項第五号及び第六号の規定は、平成十九年十二月二十二日から施行する。</p> <p>2 (略)</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、保険業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。ただし、第〇条の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第二百十二条の四第一項第六号、第四項及び第五項並びに第二百十二条の五第一項第七号から第九号までの規定は、平成十九年十二月二十二日から施行する。

第二条 この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から、前条ただし書に規定する期日までの間は、新規則第二百十二条の五第三項中「第九号」とあるのは「第六号」と、同条第四項及び第五項中「第二百十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百十二条の二第一項第八号又は第二百十二条の四第一項第六号」とあるのは「第二百十二条第一項第四号」と、新規則第二百三十四条第一項第九号及び第十号中「第二百十二条第一項第四号から第六号まで、第二百十二条の二第一項第六号から第八号まで又は第二百十二条の四第一項第五号及び第六号」とあるのは「第二百十二条第一項第四号及び第五号又は第二百十二条の二第一項第六号及び第七号又は第二百十二条の四第一項第五号」と読み替えるものとする。

(保険計理人の要件に関する経過措置)

第三条 法第二百七十二條の十八において準用する法第二百二十條第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、平成二十二年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識を有する者として、新規則第二百十一條の四十八各号に定める者その他これに準ずる者として次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- 一 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学において数学を専攻する学科（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第四条に規定する学科をいう。）その他これに準ずるものを卒業した者であり、かつ、保険数理に関する業務に五年以上従事した者
- 二 社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち五科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

(特定保険業者の届出書添付書類)

第四条 改正法附則第三条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 改正法附則第三条第一項に規定する届出書を提出する日（第四号及び次条において「提出の日」という。）前三十日以内の日における保険契約の相手方の総数
  - 二 被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類区分
  - 三 保険金額及び保険期間に関する事項
  - 四 提出の日前三十日以内の日における当該特定保険業者（改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。以下同じ。）の役員若しくは使用人又は特定保険業者の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくはその者の役員若しくは使用人で、その特定保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者（次号及び第七条において「特定保険業者募集人」という。）の氏名又は名称及び住所
  - 五 特定保険業者募集人の保険募集に係る権限及び報酬の支払の方法に関する事項
- 第五条 改正法附則第三条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 提出の日前三十日以内の日において当該特定保険業者が特定保険業に係る業務（保険募集を除く。）の委託をしている場合における当該業務の受託者の氏名又は名称、住所及び当該委託した業務の範囲を

## 記載した書類

二 他に業務を行っているときは、その種類を記載した書類

三 法第三条第一項の免許又は法第二百七十二條第一項の登録の申請を予定する時期を記載した書類

### (特定保険業者の届出)

第六条 改正法附則第三条第一項に規定する届出をしようとする者は、附則別紙様式第一号により作成した届出書に同条第二項に規定する書類を添付して、財務局長等に提出しなければならない。

### (業務運営に関する措置)

第七条 改正法附則第四条第一項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者は、同項において適用する法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百條の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険募集に際して、特定保険業者募集人が、保険契約者に対し、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約に該当しないことを

記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

二 保険契約者に対して、前号に定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得るための措置

三 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手續を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状況の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手續の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営を確保するための措置

四 特定保険業者募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

五 前各号に定めるもののほか、保険募集に際して、特定保険業者募集人が、保険契約者及び被保険者（保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第八条 特定保険業者は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情



報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

第九条 特定保険業者は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報という。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（特定関係者との間の取引等）

第十条 改正法附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三各号列記以外の部分において、特定保険業者がしてはならない取引又は行為のうち内閣府令で定めるものは、当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち、当該特定保険業者の取引の通常 conditions に比し、当該特定保険業者に著しく不利な条件で行われるものとする。

第十一条 改正法附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三第二号に規定する内閣府令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、当該特定保険業者が、その営む業務の種類、規模及び財務内容等に照らして当該特定関係者の顧客と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該特定保険業者に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限る。）

二 何らの名義によつてするかを問わず、改正法附則第四条第一項の規定により適用される法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三の規定による禁止を免れる取引又は行為をすること。

（業務報告書の様式等）

第十二条 改正法附則第四条第四項の規定により同条第一項において適用する法第二百七十二条の十六第一項に規定する業務報告書は、事業報告書（特定保険業者である株式会社にあつては、営業報告書）、附属

明細書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理に関する書面（特定保険業者である株式会社にあつては、利益処分又は損失処理に関する書面）及び有価証券等に関する書面に分けて、特定保険業者が法人である場合にあつては附則別紙様式第二号、個人である場合にあつては附則別紙様式第三号により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

2 特定保険業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第四十七条の二の規定により、当該特定保険業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長。次項において同じ。）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 特定保険業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（業務報告書の縦覧）

第十三条 金融庁長官は、特定保険業者から提出された業務報告書のうち、保険契約者等の秘密を害するお

それのある事項及び当該特定保険業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、保険契約者等の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第四十七条の二の規定により、当該特定保険業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（特定保険業者からの事業譲渡）

第十四条 改正法附則第四条第八項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一条の六十六の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」と、「取締役会」とあるのは「取締役会（これに相当するものを含む。）」と、「清算人会」とあるのは「清算人会（これに相当するものを含む。）」とする。この場合において、同項第九号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合を除き適用しない。

（特定保険業者の業務及び財産の管理の委託）

第十五条 改正法附則第四条第九項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規

則第二百十一条の六十八の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

第十六条 改正法附則第四条第九項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一条の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とあるのは「受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とする。

（特定保険業者の合併の認可の申請）

第十七条 改正法附則第四条第十項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百五条の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」と、「取締役会」とあるのは「取締役会（これに相当するものを含む。）」と、同項第十七号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」とする。この場合において、同項第八号及び第九号の規定は適用せず、同項第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十八号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合を除

き適用せず、同項第十号及び第十一号の規定は、当該特定保険業者が株式会社又は相互会社である場合を除き適用しない。

(特定保険業者の分割の認可の申請)

第十八条 改正法附則第四条第十二項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百五条の六の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会」とあるのは「株主総会（これに相当するものを含む。）」と、「取締役会」とあるのは「取締役会（これに相当するものを含む。）」と、同項第十七号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」とする。この場合において、同項第九号及び第十号の規定は適用せず、同項第十一号から第十四号まで、第十六号及び第十八号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合を除き適用しない。

(特定保険業の廃止の承認の申請)

第十九条 改正法附則第四条第十三項の承認を受けようとする特定保険業者は、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(特定少額短期保険業者に係る登録申請の添付書類)

第二十条 改正法附則第十五条第一項に規定する法人に対する新規則第二百十一条の二の適用については、

同条第一号中「会社」とあるのは「法人」と、同条第四号中「取締役及び監査役（法第八条第二項に規定する委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役。以下この条において同じ。）」とあるのは「役員」と、同条第五号中「取締役及び監査役」とあるのは「役員」とし、同条第八号中「株主」とあるのは「社員」と、「書面（相互会社の場合にあつては、社員になろうとする者の名簿）」とあるのは「書面」とする。

(特定少額短期保険業者の出資額等の減少の申請等)

第二十一条 特定少額短期保険業者（改正法附則第十五条第三項に規定する「特定少額短期保険業者」をいう。以下同じ。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 出資の額又は基金の総額の減少の方法を記載した書面

三 社員総会（これに相当するものを含む。）の議事録

四 貸借対照表

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該認可の申請をした特定少額短期保険業者（以下この項において「申請特定少額短期保険業者」という。）が当該認可の申請に係る出資の額又は基金の総額の減少を行うことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 申請特定少額短期保険業者の出資の額又は基金の総額が、当該出資の額又は基金の総額の減少後にあって、令第三十八条の三に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

（特定少額短期保険業者の業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二十二條 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一條の三十六の規定の適用については、同條第



一項第一号口中「株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上」とあるのは「出資の額又は基金拋出額の多い順に五以上」と、「株主」とあるのは「出資者又は基金拋出者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、「持株数の割合」とあるのは「出資の額又は基金拋出額の割合」と、同号二中「取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役）とあるのは「役員」と、同条第三号口中「当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては、当期純剰余又は当期純損失）」とあるのは「当期純剰余又は当期純損失」と、「資本金及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総数」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同条第五号イ中「、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び利益処分又は損失処理に関する書面（相互会社にあつては、剰余金処分」とあるのは「及び剰余金処分」とし、同項第一号ハ、同項第三号ロ(1)、同項第五号ニ及びホ並びに新規則第二百十一条の三十七の規定は、適用しない。

（特定少額短期保険業者の会計帳簿等の閲覧請求の承認の申請）

第二十三条 改正法附則第十五条第四項の承認を受けようとする者は、承認申請書に理由書その他の参考と

なるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(特定少額短期保険業者の保険契約の移転の認可の申請)

第二十四条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六十三の規定の適用については、同条第

二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」とする。この場合において、同項第十二号の規定は適用しない。

(特定少額短期保険業者の事業譲渡等の認可の申請)

第二十五条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六十六の規定の適用については、同条第

一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」と、「取締役会」とあるのは「取締役会（これに相当するものを含む。）」と、「清算人会」とあるのは「清算人会（これに相当するものを含む。）」とする。この場合において、同項第九号の規定は適用しない。

(特定少額短期保険業者の業務及び財産の管理の委託の認可の申請)

第二十六条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六十八の規定の適用については、同条第

二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

(特定少額短期保険業者の管理委託契約の変更又は解除の認可の申請)

第二十七条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六十九の規定の適用については、同条第

二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

(解散等の認可の申請)

第二十八条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 解散又は特定保険業の廃止を決議した社員総会（これに相当するものを含む。）の議事録

三 財産目録（当該特定少額短期保険業者が解散しようとするときに限る。）及び貸借対照表

四 当該特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約（改正法附則第十五条第十二項において準用する改正法第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）法第百五十三条第三項に規定する政令で定める保険契約を除く。）がないことを証する書面

五 当該特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を記載し

た書面

六 その他改正法附則第十五条第十二項において準用する新保険業法第百五十三条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(解散等の公告)

第二十九条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十二項において準用する法第百五十四条の規定による公告をする場合において、当該特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約があるときは、当該保険契約の処理方針を示すものとする。

(合併の認可の申請)

第三十条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 合併契約書

三 当事者である特定少額短期保険業者の合併を決議した社員総会（これに相当するものを含む。）の議

## 事録

- 四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書
- 五 当事者である特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
- 六 改正法附則第十五条第十五項の規定により、その設立の時に、新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けたものとみなされる当該合併により設立される法人（以下この項において「合併により設立される法人」という。）の合併後における収支の見込みを記載した書面
- 七 合併費用を記載した書面
- 八 合併の当事者の従前の定款
- 九 合併に際して就任する役員があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びその者の履歴書
- 十 合併により設立される法人が当該合併により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する新規則第五十八条第一項第四号に掲げる書類
- 十一 合併により設立される法人が子会社等を有する場合には、当該法人及び当該子会社等の収支の見込

みを記載した書類

十二 その他改正法附則第十五条第十四項において準用する新保険業法第六十七条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の認可申請書は、特定少額短期保険業者又は特定少額短期保険業者及び保険会社等を全部の当事者とする合併の場合にあつては、当事者である特定少額短期保険業者又は特定少額短期保険業者及び保険会社等の連名で提出しなければならない。

3 保険会社等を一部の当事者とする合併の場合にあつては、第一項の認可申請書は、第百五条第一項の認可申請書とあわせて提出しなければならない。

4 新保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第二十一号に規定する議決権について準用する。

(分割の認可の申請)

第三十一条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 分割計画書又は分割契約書

三 当事者である特定少額短期保険業者の分割を決議した社員総会（これに相当するものを含む。）の議事録

四 当事者である特定少額短期保険業者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

五 分割により承継しようとする事業又は分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

六 分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書面

イ 分割により保険契約を承継させる特定少額短期保険業者を保険者とする保険契約について、分割により承継させるものとされる保険契約（以下この号において「分割対象契約」という。）及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

ロ 分割対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面

- ハ 分割により保険契約を承継する法人を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面
- 七 当事者である特定少額短期保険業者の分割後における収支の見込みを記載した書面
- 八 分割費用を記載した書面
- 九 分割の当事者の従前の定款
- 十 分割に際して就任する役員があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びその者の履歴書
- 十一 当該分割により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類
- 十二 当該分割により当該特定少額短期保険業者の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
- 十三 当該分割により特定少額短期保険業者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 十四 その他改正法附則第十五条第十七項において準用する法第七十三條の六第二項の規定による審査



をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の認可申請書は、特定少額短期保険業者又は特定少額短期保険業者及び保険会社等を全部の当事者とする分割の場合にあつては、当事者である特定少額短期保険業者又は特定少額短期保険業者及び保険会社等の連名で提出しなければならない。

3 保険会社等を一部の当事者とする分割の場合にあつては、第一項の認可申請書は、第百五条の六第一項の認可申請書とあわせて提出しなければならない。

4 法第二条第十五項の規定は、第一項第二十一号に規定する議決権について準用する。

5 第一項第六号に掲げる書面（同号ロに掲げる算出方法に係るものを除く。）については、金融庁長官が定める様式並びにその記入及び算出の方法によるものとする。

第三十二条 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第 号。次条第二項において改正令という。）附則第三条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）別表第一に定める第一級又は第二級に該当する障害の状態又はこれに相当すると認められる状態

二 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項第四号又は第五号の状態に該当する状態

（保険金額の上限等に関する措置）

第三十三条 改正法附則第十六条第一項の適用を受ける少額短期保険業者（次項において「特定保険業者であつた少額短期保険業者等」という。）は、一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が五千万円（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうち低発生率保険（令第三十八条の九第一項に規定する低発生率保険をいう。以下この条において同じ。）を含むものがある場合には、一億円（当該一の被保険者当たりの低発生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ五千万円以下である場合に限る。））を超えないための適切な措置を講じなければならない。

2 特定保険業者であつた少額短期保険業者等は、一の保険契約者に係る被保険者の総数が百人を超えないための適切な措置及び一の被保険者当たりの改正令附則第三条に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうち低発生率保険を

含むものがある場合にあつては、同条第六号を除く。）に定める金額を超えないための適切な措置を講じなければならない。

（特定保険業者であつた少額短期保険業者等の再保険に関する経過措置）

第三十四条 改正法附則第十六条第二項に規定する当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める金額が当該超える金額以上の金額であつて、当該再保険に付した部分に係るすべての保険責任を移転するものとする。

一 比例再保険（受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下同じ。）が、対象となる元受保険契約（出再少額短期保険業者（保険契約を再保険に付す少額短期保険業者をいう。以下同じ。）が引き受ける保険契約をいう。以下同じ。）に係る保険責任のうち、あらかじめ定めた出再少額短期保険業者の一元受保険契約あたりの出再割合（再保険として引き受けた保険契約の元受保険契約に対する割合をいう。以下同じ。）に応じて引き受ける再保険をいう。以下同じ。） 当該元受保険契約に係る保険金額に当該出再割合を乗じて得た額

二 超過額再保険（受再保険会社が、対象となる元受保険契約に係る保険責任のうち、あらかじめ定めた

出再少額短期保険業者の一元受保険契約あたり保有額を超える部分を引き受ける再保険をいう。以下同じ。） 当該元受保険契約に係る保険金額から当該保有額を控除した額

三 超過損害額再保険（受再保険会社が、対象となる元受保険契約に係る支払保険金合計額があらかじめ定めた一定額を超過する場合、当該超過損害額を引き受ける再保険をいう。以下同じ。） 当該元受保険契約に係る保険金額の合計額から当該一定額を控除した額を当該元受保険契約の数で除して得た額

2 二以上の前項各号に掲げる再保険に付した場合には、当該契約に係る前項各号に定める金額として、前項の規定を適用する。

（再保険に関する事項の届出）

第三十五条 改正法附則第十六条第三項及び第十二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 再保険に付そうとする保険会社（外国保険会社等を含む。附則第三十七条において同じ。）又は外国保険業者の商号、名称又は氏名

二 再保険契約の内容（当該少額短期保険業者が保有する上限額を含む。）

三 再保険契約の種類

四 再保険契約の期間

五 再保険金の決済方法

2 前項に規定する事項を記載した届出書を提出する場合には、再保険契約書の写し（日本語による翻訳文を含む。）を添付しなければならない。

（再保険に関し顧客に対して明らかにすべき事項）

第三十六条 改正法附則第十六条第四項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、再保険契約の期間とする。

（再保険の承認の申請）

第三十七条 少額短期保険業者は、改正法附則第十六条第五項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる事項を記載して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 再保険に付そうとする外国保険業者の商号、名称又は氏名

二 再保険契約の内容（当該少額短期保険業者が保有する上限額を含む。）

三 再保険契約の種類

四 再保険契約の期間

五 再保険金の決済方法

六 当該再保険に代えて、当該再保険と同等又は有利な条件の再保険を保険会社に付すことが困難である

理由

第三十八条 改正法附則第十六条第五項に規定する当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険は

、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める金額が当該超える金額以上の金額であつて、当該再保険に付した部分に係るすべての保険責任を移転するものとする。

一 比例再保険 当該元受保険契約に係る保険金額に当該出再割合を乗じて得た額

二 超過額再保険 当該元受保険契約に係る保険金額から当該保有額を控除した額

三 超過損害額再保険 当該元受保険契約に係る保険金額の合計額から当該一定額を控除した額を当該元受保険契約の数で除して得た額

2 二以上の前項各号に掲げる再保険に付した場合には、当該契約に係る前項各号に定める金額として、前

項の規定を適用する。

第三十九条 改正法附則第十六条第十一項に規定する当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める金額が当該超える金額以上の金額であつて、当該再保険に付した部分に係るすべての保険責任を移転するものとする。

一 比例再保険 当該元受保険契約に係る保険金額に当該出再割合を乗じて得た額

二 超過額再保険 当該元受保険契約に係る保険金額から当該保有額を控除した額

三 超過損害額再保険 当該元受保険契約に係る保険金額の合計額から当該一定額を控除した額を当該元受保険契約の数で除して得た額

2 二以上の前項各号に掲げる再保険に付した場合には、当該契約に係る前項各号に定める金額として、前項の規定を適用する。

第四十条 改正法附則第十六条第十六項に規定する少額短期保険業者が行う新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金の積立てに関し内閣府令で定める事項は、少額短期保険業者が保有する法附則第十六条第十三項又は第十四項に規定する保険期間が新保険

業法第二条第十七項に規定する政令で定める期間を超える保険契約に係る責任準備金について、当該保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額として、保険計理人が適当と認めた方法に従って計算した金額を新規則二百十一条の四十五の規定に基づき計算した金額に加算して積み立てることとする。

(異常危険準備金に関する経過措置)

第四十一条 改正法附則第十六条第十八項に規定する内閣府令で定めるものは、責任準備金のうち新規則第二百十一条の四十五第一項第二号に規定する異常危険準備金（法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険に係る保険リスクに対応する額に限り、かつ、当該額を施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期までの期間に分割して計画的に積み立てる場合に限る。）に相当する金額とする。